
 **フィリピン投資環境**

2019年10月

みずほ銀行

国際戦略情報部

みずほ総合研究所

調査本部

【目次】

I. 基礎情報

【 I-1】アジア主要国経済指標	P.3
【 I-2】基礎データ・概況	P.4
【 I-3】経済構造	P.5
【 I-4】経済・産業の特徴	P.8
【 I-5】経済情勢	P.9
【 I-6】政治情勢	P.16
【 I-7】経済発展上の課題	P.17
【 I-8】経済発展上の強み	P.18
【 I-9】成長政策	P.19
【 I-10】リスク	P.20
【 I-11】直接投資動向	P.21
【 I-12】投資先としてのポテンシャル総括	P.24

II. 投資関連情報

【 II-1】労働関連情報	P.26
【 II-2】主要工業団地	P.29
【 II-3】税務関連情報	P.30

III. 拠点設立

【 III-1】進出形態	P.32
【 III-2】現地法人設立フロー	P.33
【 III-3】現地費用	P.35
【 III-4】口座開設	P.36

IV. 各種規制・恩典・参考情報

【 IV-1】外資規制	P.38
【 IV-2】投資奨励業種	P.42
【 IV-3】投資優遇措置	P.43
【 IV-4】会社法	P.44
【 IV-5】為替管理制度	P.46
【 IV-6】貿易制度	P.48
【 IV-7】不動産関連規制	P.49

V. その他

【 V-1】みずほ銀行 マニラ支店のご案内	P.51
【 V-2】業務提携	P.52

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【I-1】アジア主要国経済指標

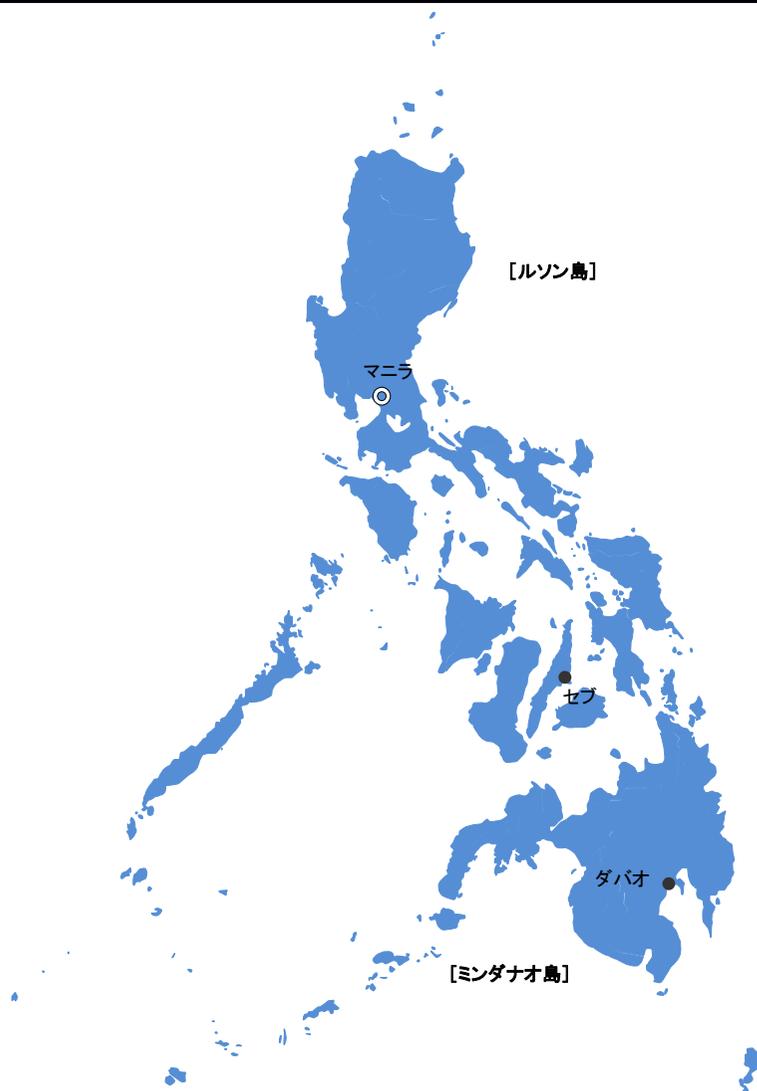
国名	韓国	日本	中国	シンガポール	台湾	香港
人口(百万人)	51.6	126.5	1,395.4	5.6	23.6	7.5
名目GDP(億USD)	17,205	49,718	133,681	3,641	5,899	3,627
実質GDP成長率(前年比)	2.7	0.8	6.6	3.1	2.6	3.0
1人あたりGDP(USD)	33,320	39,304	9,580	64,579	25,008	48,451
2019年GDP成長率見込	2.0	0.9	6.1	0.5	2.0	0.3
信用格付(S&P) as of Oct 2019	AA	A+	A+	AAA	AA-	AA+
国名	タイ	インドネシア	マレーシア	フィリピン	ベトナム	インド
人口(百万人)	67.8	264.2	32.4	106.6	94.6	1,334.2
名目GDP(億USD)	5,049	10,225	3,586	3,309	2,413	27,187
実質GDP成長率(前年比)	4.1	5.2	4.7	6.2	7.1	6.8
1人あたりGDP(USD)	7,448	3,871	11,072	3,104	2,551	2,038
2019年GDP成長率見込	2.9	5.0	4.5	5.7	6.5	6.1
信用格付(S&P) as of Oct 2019	BBB+	BBB	A-	BBB+	BB	BBB-

(注)1. 数値は2018年ベース、2019年GDP成長率見込および斜体箇所はIMF推定値

2. S&P格付定義 A : 当該金融債務を履行する債務者の能力は高いが、上位2つの格付けに比べ、事業環境や経済状況の悪化の影響をやや受けやすい
 BBB: 当該金融債務履行のための財務内容は適切であるが、事業環境や経済状況の悪化によって当該債務を履行する能力が低下する可能性がより高い
 BB : 他の「投機的」格付けに比べて当該債務が不履行になる蓋然性は低い、債務者は高い不確実性や、事業環境、金融情勢、または経済状況の悪化に対する脆弱性を有しており、状況によっては当該金融債務を履行する能力が不十分となる可能性がある

(出所)IMF “World Economic Outlook Database”、Bloombergよりみずほ総合研究所作成

【 I -2】基礎データ・概況



(出所)IMF資料等よりみずほ総合研究所作成

フィリピン基礎データ

【人口】	1億660万人(2018年IMF)
【面積】	29.9万km ² (日本の約0.8倍)
【首都】	マニラ(人口: 1,288万人、15年国勢調査)
【言語】	フィリピン語(タガログ語)、英語
【民族】	マレー系90%、中国系、スペイン系等
【宗教】	キリスト教93%(内カトリック83%)、イスラム教5%、その他
【通貨】	フィリピンペソ
【政治】	立憲共和制
【元首】	ロドリゴ・ドゥテルテ大統領(2016年6月就任、任期6年)
【主要産業】	サービス業
【名目GDP】	3,309億ドル 1人あたりGDP: 3,104ドル(2018年IMF)
【GDP成長率】	6.2%(2018年IMF)

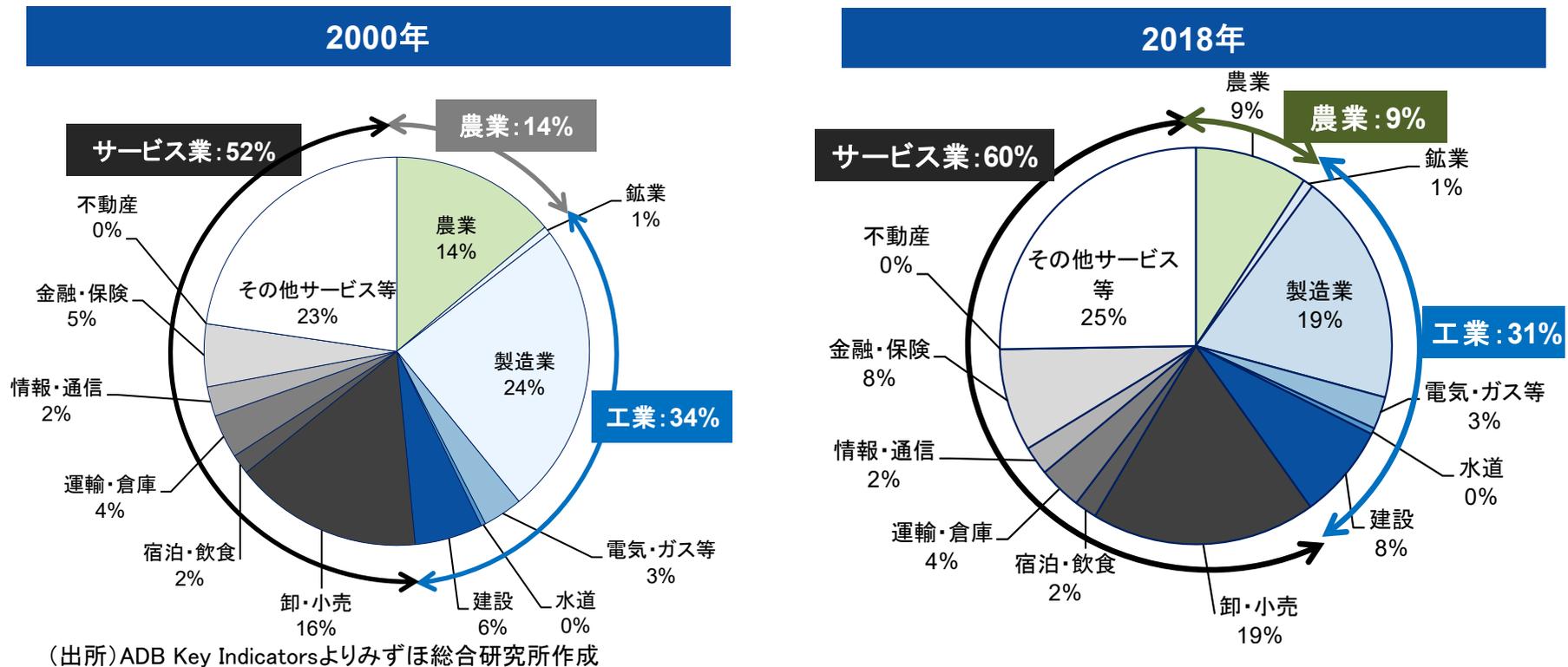
フィリピン概況

- フィリピンは約7,109の島々からなる東南アジアの島国
- ASEANでは唯一のキリスト教国。アメリカ、スペインそして、フィリピン固有の生活文化が混合した独自の文化が存在
- 国民の大多数が英語を話せるため、海外で働く労働者が多く、その送金が経済を支えている。また英語力は、ITサービス等のアウトソーシング受け入れでも強みを発揮
- 現在フィリピン経済には、人口ボーナスという強い追い風が吹いている
- 長く政治経済が不安定な状態が続いてきたが、2010年に就任したアキノ大統領は治安や汚職問題の改善で成果を挙げ、経済も安定化した。2016年に就任したドゥテルテ大統領は、治安改善、税制改革、インフラ投資拡大などに取り組んでいる
- 一方、イスラム過激派との武力衝突といった社会不安の高まり、南シナ海における地政学リスク、保護貿易主義の高まりといった外部的なリスクにも留意が必要

【 I - 3】経済構造(産業・貿易)①～産業構造

- ◆ フィリピンでは第二次大戦後、周辺アジア諸国よりも早く工業化が進んだものの、その後は輸出志向型工業への転換が遅れたことから製造業が伸び悩む。一方サービス業の割合は上昇。特に近年はBPOビジネスが成長
- ◆ こうした産業構造を背景に、サービス業が主な雇用の受け皿に。失業率は他のASEAN諸国対比高水準で、賃金上昇率は低位

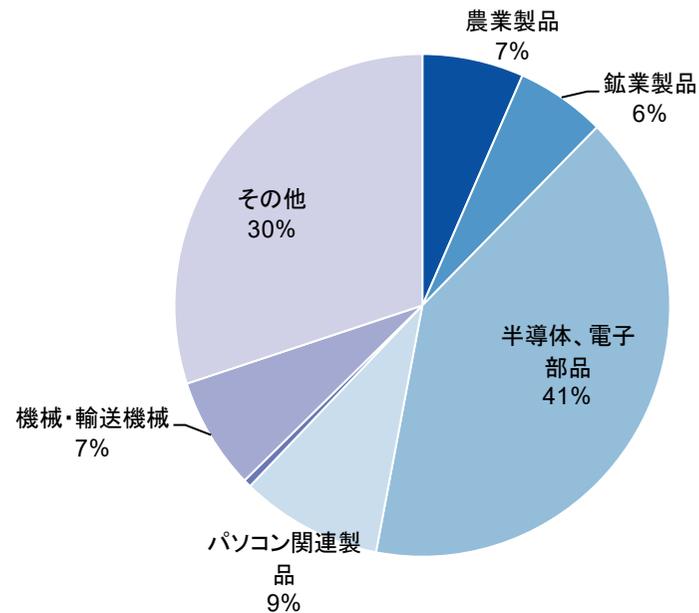
産業別GDP構成比(2000年と直近の比較)



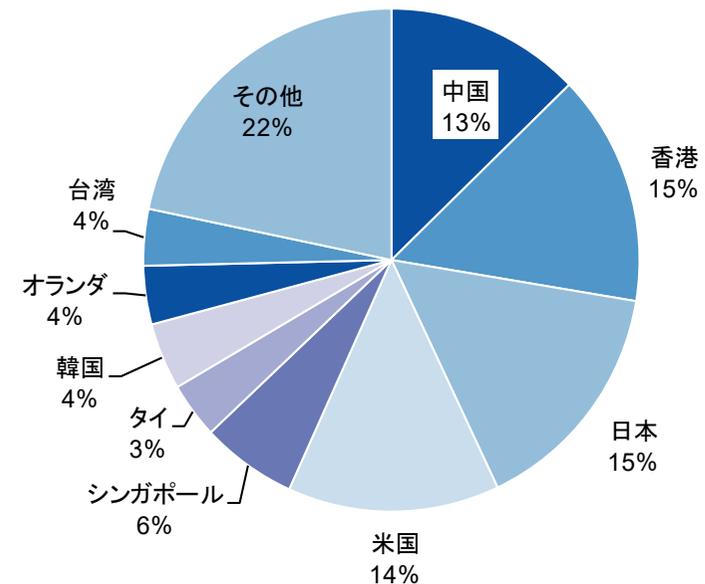
【 I - 3】経済構造(産業・貿易)②～輸出構造

- ◆ 1970年代の欧米の半導体メーカーの進出、1980～90年代の日系の電気機器メーカーの進出により、フィリピンでは半導体やパソコン関連のエレクトロニクス製品が輸出の大半を占めている(2018年:約50%)
- ◆ 輸出先としては、2000年代半ば頃は米国が最大(約30%)であったが、近年は製造拠点としての役割が拡大するアジア各国への輸出が増加。米国への依存度が相対的に低下

財別輸出内訳(2018年)



国別輸出内訳(2018年)

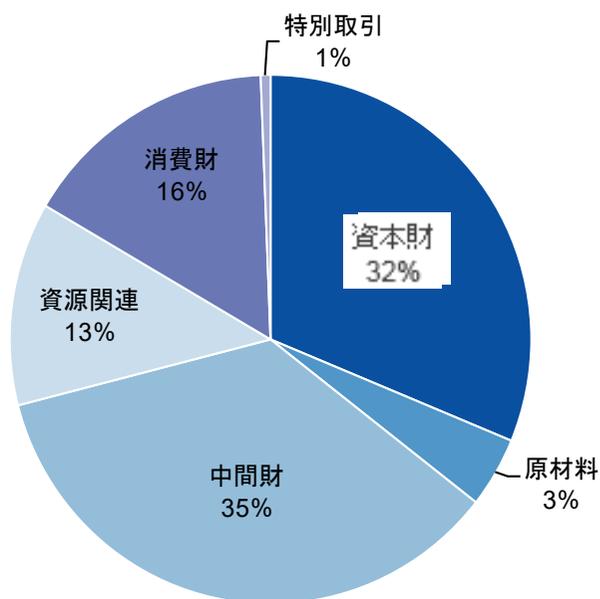


(出所)フィリピン国家統計局よりみずほ総合研究所作成

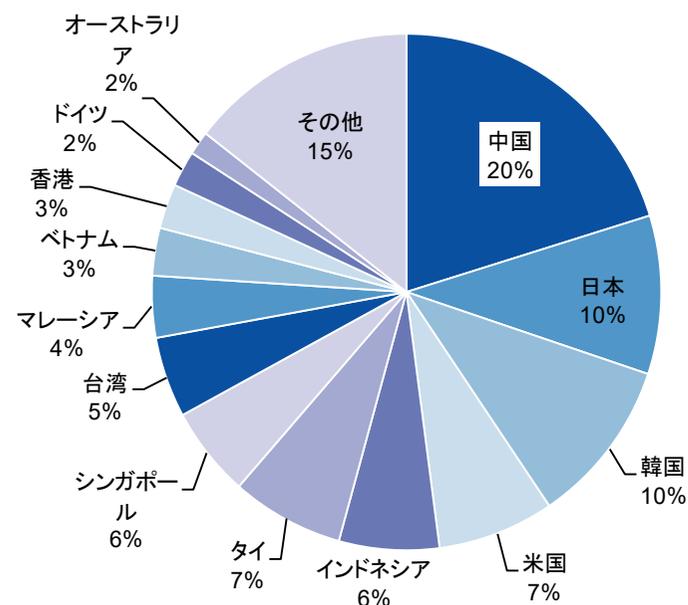
【 I - 3】経済構造(産業・貿易)③～輸入構造

- ◆ フィリピンは資本財・中間財部門の製造業の発展が遅れており、輸出の増加や内需の成長加速などに伴い資本財・中間財の輸入も増加する構造。このため、恒常的な貿易赤字国
- ◆ 輸入相手国としては、かつては米国、日本が中心であったが、アジア域内の貿易拡大によりアジア各国の割合が上昇。現在は中国が最大の輸入相手国となっている

財別輸入内訳(2018年)



国別輸入内訳(2018年)



(出所)フィリピン国家統計局よりみずほ総合研究所作成

【 I - 4】経済・産業の特徴

- ◆ 製造業 : 発展が遅れており就業人口比率は他国対比低い。インフラ整備による製造コスト低減に期待
- ◆ BPO産業 : GDPの約1割を占める主要産業に成長。今後は高付加価値化が課題
- ◆ 小売業 : 力強い内需に支えられ、今後も成長が期待される分野

主要産業の特徴と動向

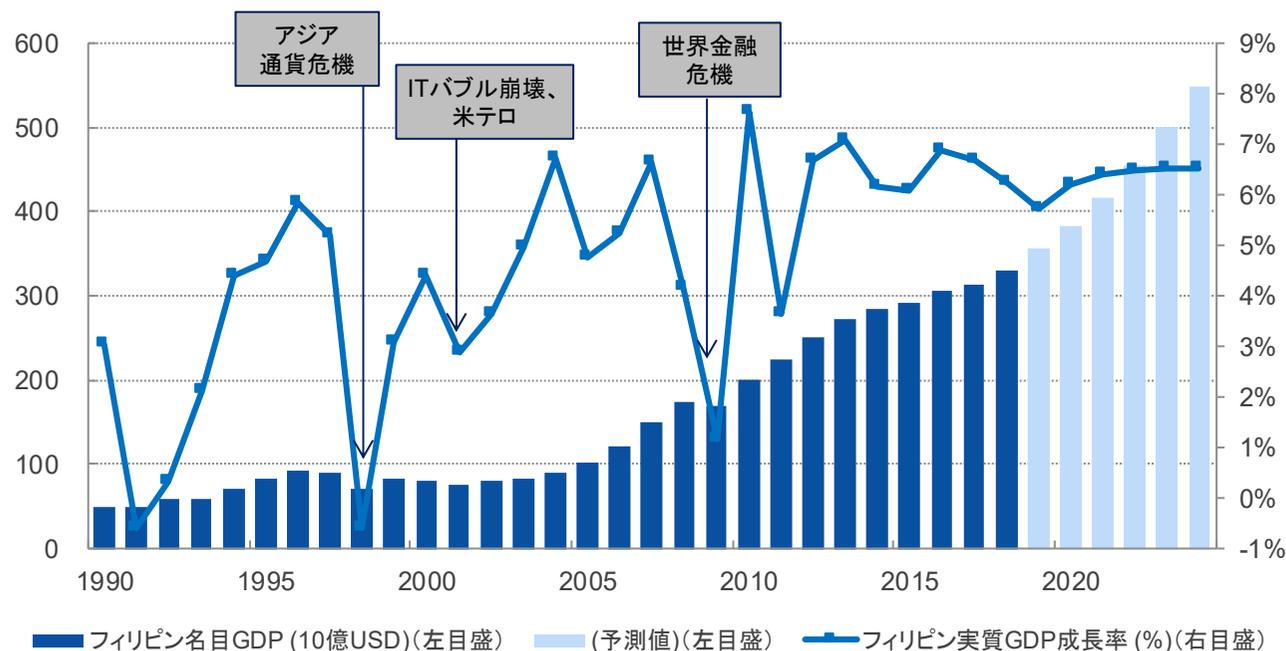
	製造業	BPO産業	小売業
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 製造業の発展が遅れており、製造業の就業人口比率は周辺国よりも低い ✓ 業種としては、エレクトロニクス関連(半導体等)、食品加工、石化製品が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 英語話者が多く、かつ労働力が安価である事から、BPO (Business Process Outsourcing) 産業が発達 ✓ 現在はGDPの約1割を占める主要産業に成長 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 人口ボーナスの継続、中間所得者層の増加により、堅調な成長を続けている ✓ 外資規制のハードルが高い事もあり、大手財閥のプレゼンスが高い
近時動向	<ul style="list-style-type: none"> ✓ フィリピンは労働コストが安価な一方で、インフラが脆弱であり、結果として製造コストが高くなる問題を抱えている ✓ 現政権下では、インフラ整備を重要政策として掲げており、製造コストの低減が期待される 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ フィリピンにおけるBPOは、労働集約的な業務(コールセンターなど)が中心 ✓ 今後は非ボイス分野(会計、法律、医療等)の強化など、BPO産業の高付加価値化が課題 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ フィリピンは島国であり、都市部以外では近代的小売市場の発達が遅れている ✓ 今後は、コールド・チェーン等を活用する近代的小売市場や、ECの拡大が予想される

(出所)フィリピン国家統計局、各種報道等よりみずほ銀行国際戦略情報部作成

【 I - 5】経済情勢①～中長期の成長推移

- ◆ 1980年代後半からアジア通貨危機まではASEANの各国が軒並み7%以上の高度経済成長を達成する中、フィリピンは政治経済とも安定せず、総じて低成長にとどまる
- ◆ 1992年に就任したラモス大統領は国内情勢の安定化に成功し、経済成長率も徐々に高まったが、1997年のアジア通貨危機で経済は打撃を受けた。その後、政治経済は再度不安定化
- ◆ 2010年に就任したアキノ政権は、治安や汚職問題を改善し、経済を立て直した。2012年以降、実質GDP成長率は6%超で推移

名目GDPおよび実質GDP成長率推移

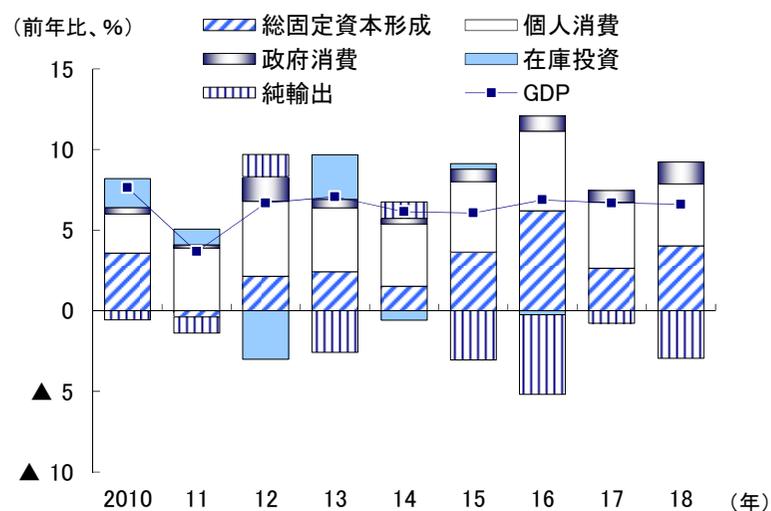


(出所)IMFよりみずほ総合研究所作成

【 I - 5】経済情勢②～足元の成長率

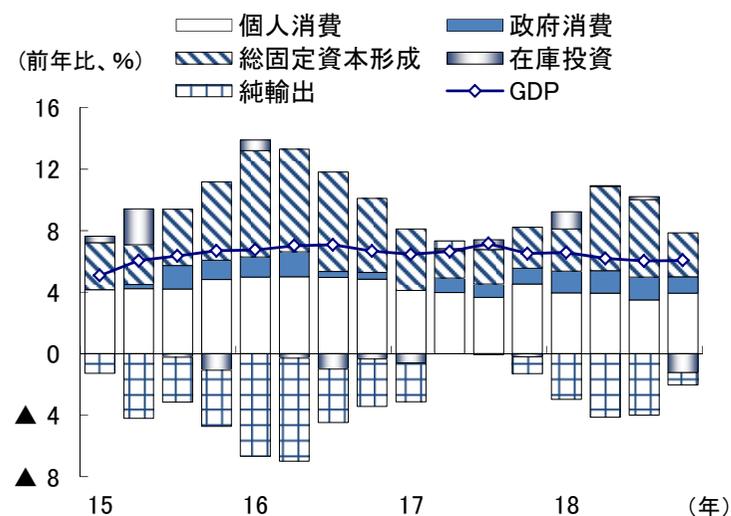
- ◆ 直近の2018年は、間接増税によるインフレが個人消費を下押ししたほか、輸出も伸びが鈍化したため、実質GDP成長率は減速
- ◆ 四半期の推移をみると、直近の2018年10～12月期においては、前年比+6.3%と、前期の同+6.0%からは伸びが加速した。輸入の伸びが鈍化したことが要因

実質GDP成長率(年)



(出所)フィリピン統計機構よりみずほ総合研究所作成

実質GDP成長率(四半期)

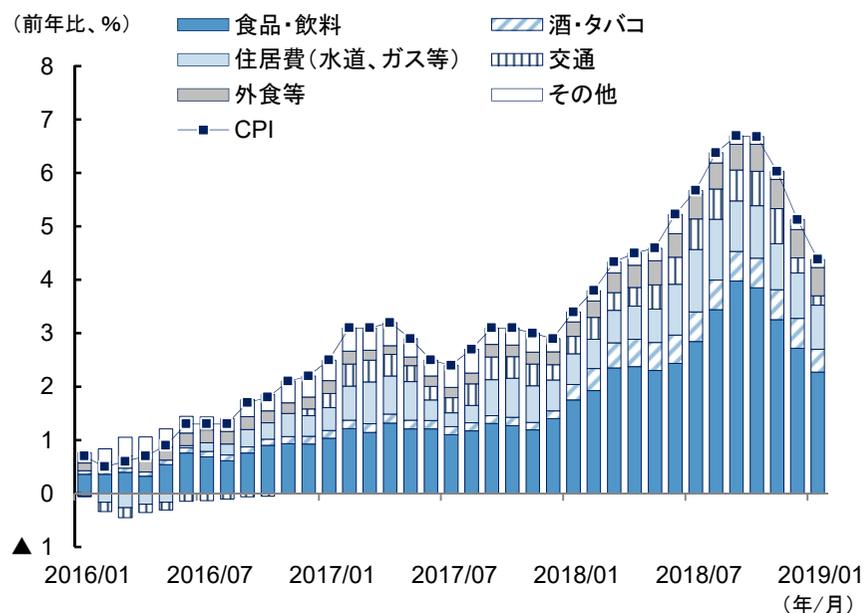


(出所)フィリピン統計機構よりみずほ総合研究所作成

【 I - 5】経済情勢③～足元の消費

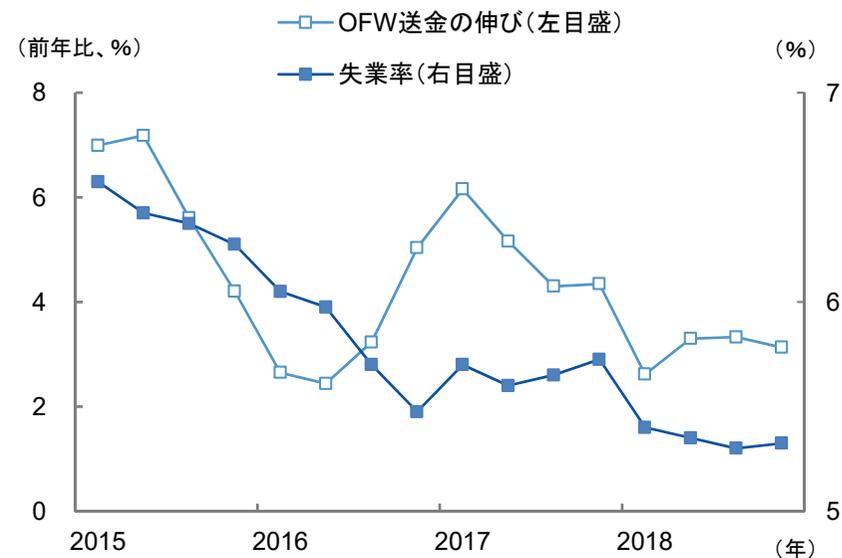
- ◆ 個人消費の伸びは、2018年10～12月期に前年比+5.3%となっており、前期から変動なし
- ◆ インフレ鎮静化が消費押し上げ要因となったものの、前年同期の水準が高かったことが伸び率を抑制

インフレ率



(出所) フィリピン統計機構よりみずほ総合研究所作成

OFW送金の伸び、失業率



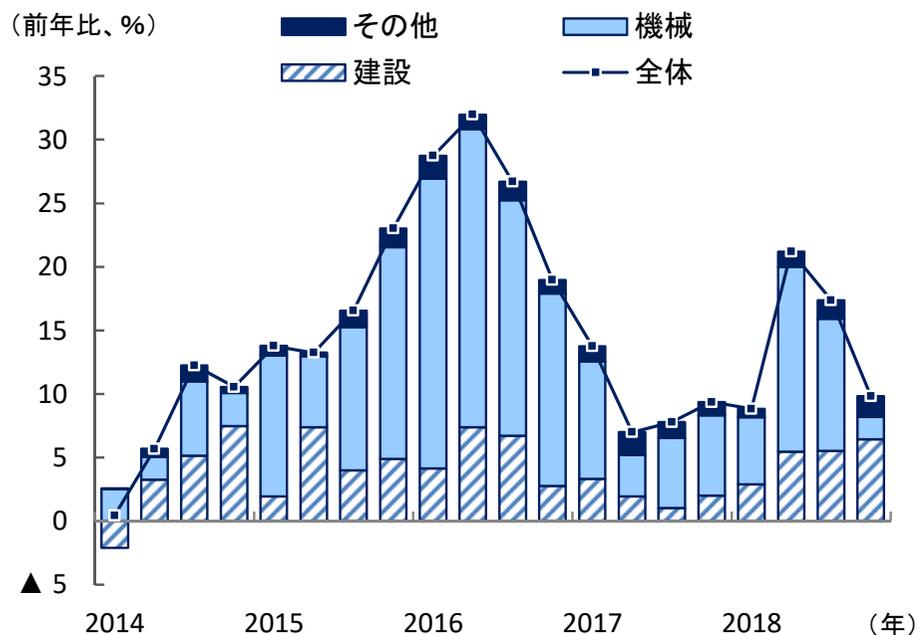
(注) 後方4四半期移動平均値

(出所) フィリピン統計機構、フィリピン中銀よりみずほ総合研究所作成

【 I - 5】経済情勢④～足元の投資

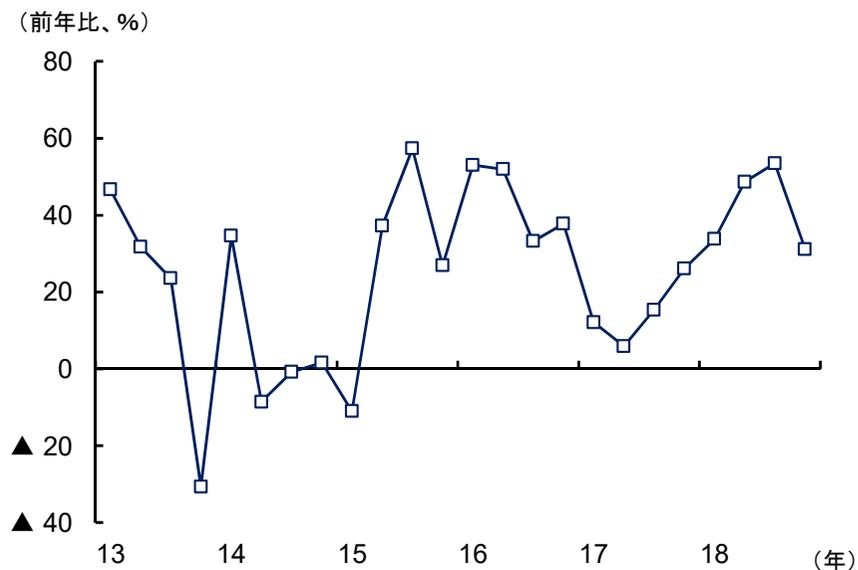
- ◆ 総固定資本形成の伸びは、2018年10～12月期に前年比+8.5%となり、前期の同+16.6%と比較し低下
- ◆ 建設投資は堅調だったものの、変動が激しい道路車両投資や航空機投資の伸びが低下

総固定資本形成の内訳



(出所)フィリピン統計機構よりみずほ総合研究所作成

インフラ関連支出の伸び

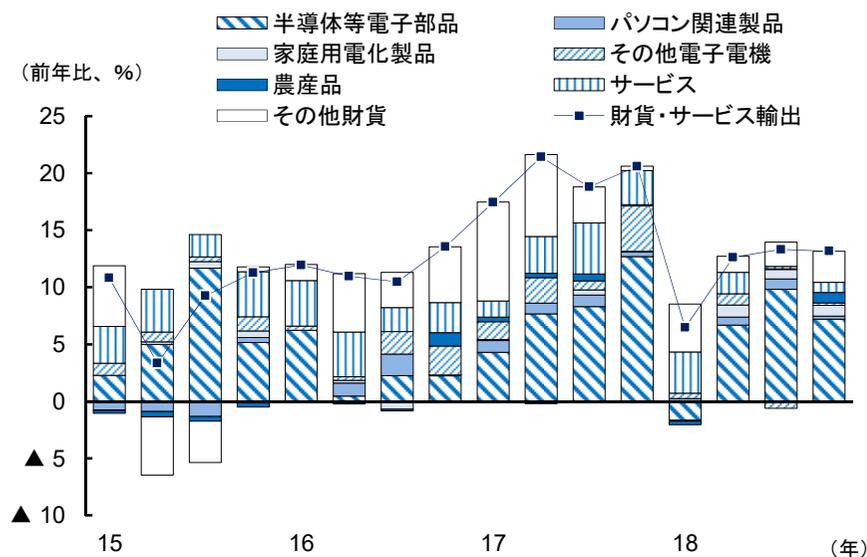


(出所)フィリピン予算管理省よりみずほ総合研究所作成

【 I - 5】経済情勢⑤～足元の輸出入

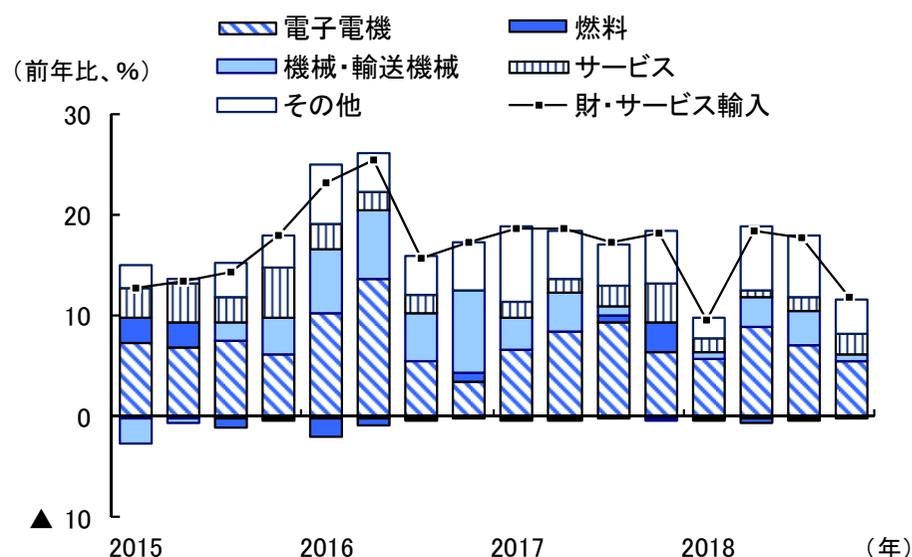
- ◆ 財貨・サービス輸出の伸びは、2018年10～12月期に前年比+14.4%と、前期の同+14.2%とほぼ同じ伸びだった。主力の半導体等電子部品は伸びが鈍化したが、バナナや金属部品の伸びが高まった
- ◆ 財貨・サービス輸入の伸びは前年比+15.6%と前期の同+20.6%から伸びが低下した。輸送機械の伸びが低下

財貨・サービス輸出



(出所)フィリピン統計機構よりみずほ総合研究所作成

財貨・サービス輸入



(出所)フィリピン統計機構よりみずほ総合研究所作成

【 I - 5】経済情勢⑥～短期見通し

- ◆ 2019年は、中国経済減速の影響や、2018年に実施された利上げの影響で、景気は減速する見通し
- ◆ 2020年は、輸出環境は引き続き厳しいものの、利下げ効果などから成長率は小幅に上昇する見通し

アジア経済見通し総括表(短期)

(単位: %)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
アジア	6.4	6.2	6.2	5.4	5.5
中国	6.7	6.8	6.6	6.2	5.9
NIEs	2.5	3.3	2.8	1.7	1.5
韓国	2.9	3.2	2.7	1.9	1.5
台湾	1.5	3.1	2.6	2.2	1.8
香港	2.2	3.8	3.0	0.6	1.2
シンガポール	3.0	3.7	3.1	0.8	1.5
ASEAN5	5.0	5.3	5.2	4.9	4.8
インドネシア	5.0	5.1	5.2	5.1	5.2
タイ	3.4	4.0	4.1	3.0	2.9
マレーシア	4.4	5.7	4.7	4.6	4.0
フィリピン	6.9	6.7	6.2	5.5	5.6
ベトナム	6.2	6.8	7.1	6.8	6.4
インド	8.7	6.9	7.4	5.6	6.6
オーストラリア	2.8	2.5	2.7	2.0	1.9

(注) 実質GDP成長率(前年比)。網掛けは予測値。平均値はIMFによる2017年GDPシェア(購買力平価ベース)により計算
(出所)各国統計よりみずほ総合研究所作成

【 I -5】経済情勢⑦～中長期見通し

- ◆ インフラ整備の進展や、外資規制緩和等を背景とする対内直接投資の拡大等が、資本投入の拡大、生産性の上昇につながり、成長率は6%台半ばに向けて徐々に高まる見通し。また、後述する人口ボーナスの継続が、上記の傾向をさらに促すことで、中長期的な成長を後押し

アジア経済見通し総括表(長期)

(単位: %)

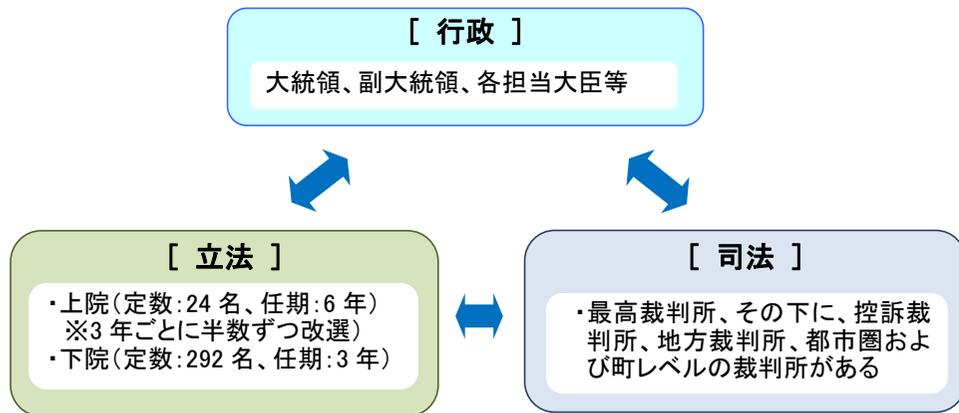
	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
アジア	5.6	5.5	5.4	5.3	5.2	5.1	4.9	4.9
中国	5.7	5.5	5.2	5.0	4.8	4.5	4.2	4.1
NIEs	2.2	2.2	2.1	2.1	2.0	2.0	1.9	1.9
韓国	2.3	2.3	2.2	2.2	2.1	2.1	2.1	2.1
台湾	2.0	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	1.8	1.8
香港	1.8	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7	1.6	1.6
シンガポール	2.2	2.2	2.1	2.1	2.0	2.0	1.9	1.9
ASEAN5	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9
インドネシア	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2
タイ	2.8	2.8	2.7	2.7	2.6	2.6	2.5	2.5
マレーシア	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
フィリピン	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
ベトナム	6.4	6.4	6.4	6.4	6.3	6.3	6.3	6.3
インド	7.1	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3
オーストラリア	2.0	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2

(注) 実質GDP成長率(前年比)。網掛けは予測値。平均値はIMFによる2016年GDPシェア(購買力平価ベース)により計算
(出所)各国統計、CEIC Dataよりみずほ総合研究所作成

【 I -6】政治情勢

- ◆ フィリピンは大統領を元首とする立憲共和政の国。立法府は二院制で、選挙は下院よりも上院の方が注目度が高い。上院の定数はわずか24議席で、任期は6年(3年ごとに半数改選)、連続3選は禁止
- ◆ 大統領の支持率が高い間は、与党に連なる議員が増え、議会と大統領の関係は良好になる傾向
- ◆ 2019年5月の上院議員選挙(定数24のうち半数改選)では、ドゥテルテ大統領派が選挙前と同じ9議席を確保。ただし残る3議席もドゥテルテ氏に近く、事実上の与党圧勝

フィリピンの行政、立法、司法の主な構成



(出所)国際協力銀行「フィリピンの投資環境」、アジア経済研究所「アジアの司法化と裁判官の役割」より、みずほ総合研究所作成

2019年上院議員選挙当選者(得票順)

氏名	備考
シンシア・ビリヤル	再選
グレース・ポー	再選
クリストファー・ゴー	前大統領特別補佐官
ピア・カエタノ	下院副議長
ロナルド・デラロサ	前国家警察庁長官
ソニー・アンガラ	再選
リト・ラピッド	元上院議員
アイミー・マルコス	北イロコス州知事
フランシス・トレンティノ	元マニラ首都圏開発庁長官
ココ・ピメンテル	再選
ラモン・レベリア	元上院議員
ナンシー・ビナイ	再選

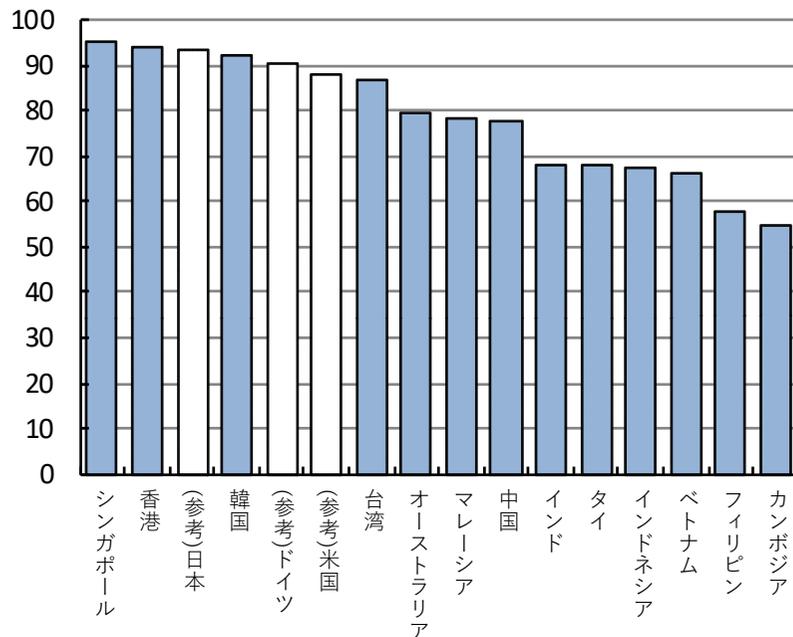
(注) 網掛けは与党系

(出所) NNA「中間選挙の上院当選者、選管が正式発表」(2019年5月23日)よりみずほ総合研究所作成

【 I - 7】経済発展上の課題

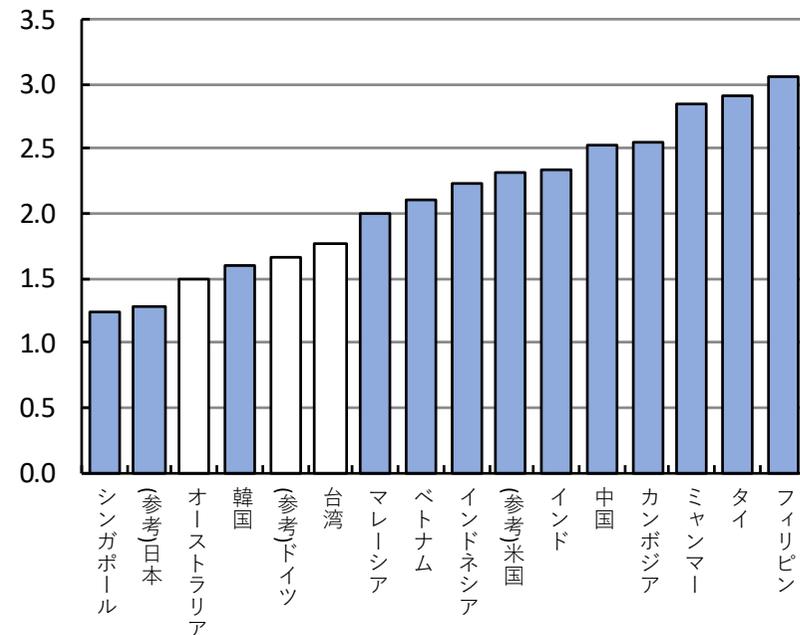
- ◆ 世界経済フォーラムによると、フィリピンは、インドや周辺ASEAN諸国と比べて、インフラに対する評価が低い。ドゥテルテ政権は「Build Build Build」というスローガンを掲げ、現在積極的にインフラ整備を進めている
- ◆ 前アキノ大統領以降、改善に向けた努力が続けられているが、依然治安に対する評価は低い。2017年5月には、ミンダナオ島のマラウィ市で、イスラム過激派のアブサヤフ・グループとマウテ・グループが武装蜂起

インフラ指数



(注) 数字が大きいほどインフラが整備されていることを示す。
 (出所) 世界経済フォーラム “The Global Competitiveness Report 2019” より
 みずほ総合研究所作成

社会安全・治安指数

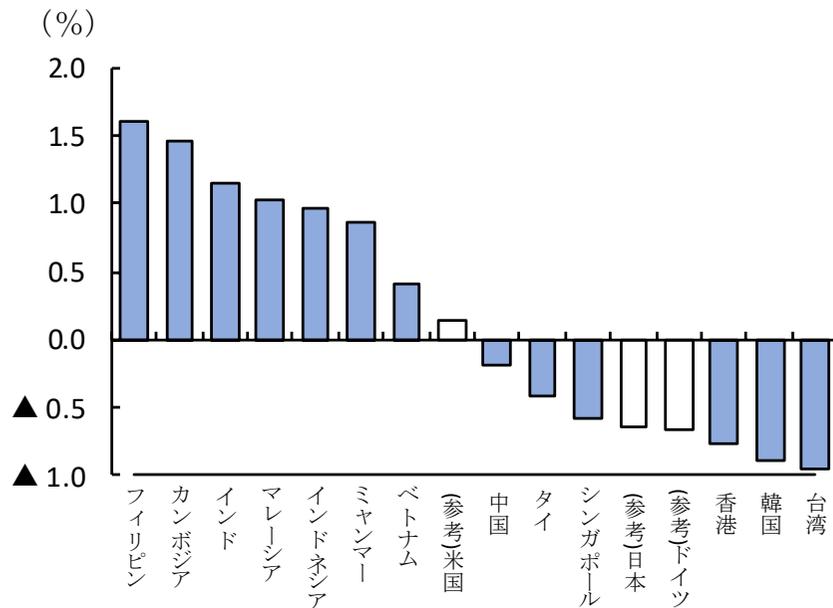


(注) 個人間の暴力・殺人件数や、小型武器の入手の容易さなどを合成。数字が大きいほど国内治安情勢が悪いことを示す
 (出所) Institute for Economy and Peace, “Global Peace Index 2019” よりみずほ総合研究所作成

【 I - 8】経済発展上の強み

- ◆ アジア主要国では、生産年齢人口が最も高いペースで伸びると予測されている。すなわち、人口動態面では、経済成長に対する強力な追い風が吹く
- ◆ 高い英語力が世界的に評価されている。このため、労働者が世界中に派遣されており、その労働者送金が個人消費を拡大する大きな原動力となっている。また、ビジネス・プロセス・アウトソーシングが伸びている

生産年齢人口増加率(2019~2028年平均)



(出所)国連人口部よりみずほ総合研究所作成

EF EPI 英語能力指数の世界順位(2018年)

3	シンガポール	47	中国
14	フィリピン	48	台湾
22	マレーシア	49	(参考)日本
28	インド	51	インドネシア
30	香港	64	タイ
31	韓国	82	ミャンマー
41	ベトナム	85	カンボジア

(注)世界88カ国中の順位。EFが実施する試験の得点に基づいており、全人口を対象とする評価ではない。

(出所)EFウェブサイトよりみずほ総合研究所作成

【 I - 9】成長政策

- ◆ ドゥテルテ政権は、前述したインフラ整備に加え、税制面、治安の面での課題を解決するよう努めている。その他に、政策の不透明化につながる汚職対策や、外資の進出を促す規制緩和等の政策の実施を掲げる
- ◆ 税制改革については、2017年末に第一弾の税制改革法が実施済み。これにより増加した税収の大部分をインフラ整備に回すことを表明。第二弾以降の税制改革も進めている。第二弾では法人税の引き下げを実施予定

ドゥテルテ政権が掲げる主な政策

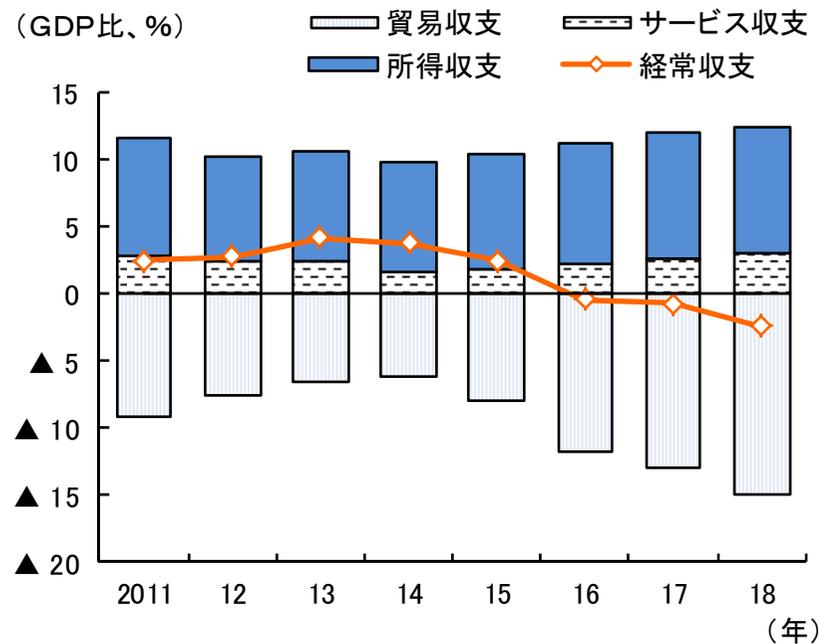
インフラ整備の加速	<ul style="list-style-type: none"> ・ インフラ整備費を2022年までにGDP比約7%にまで引き上げ ・ インフラ予算執行、PPP事業への参加者を増やすための具体的な取り組みの実施
税制改革	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税、法人税の減税。低所得層は税徴収の対象外に ・ 石油製品、加糖飲料、ジャンクフード、アルコール、たばこへの課税強化、VAT免除の範囲限定 ・ 銀行機密法の撤廃による徴税強化、密輸の取り締まり強化による関税の徴収漏れ抑制 ・ タックス・アムネ스티の実施
治安対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪組織撲滅への取り組み強化 ・ 警察官や自警集団に対し、犯罪者の殺害を促すような発言 ・ 麻薬犯罪に関与したとみられる警察高官、地方首長も名指しし、自首等を要求 ・ 未成年の夜間外出、午前0時以降のアルコール販売等を禁止。監視カメラの設置
汚職対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開に関する大統領令を発布。今後情報公開法案の成立を目指す ・ 大統領府の自由裁量で予算余剰分の用途、振り替え先を決める支出促進計画(DAP)の撤廃 ・ 関税局、内国歳入局等政府機関職員の汚職を徹底調査
人口抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口抑制法の早期実施 ・ 1家族あたりの子どもの数を3人に制限する案も検討
外資規制緩和・投資誘致	<ul style="list-style-type: none"> ・ 憲法で定められた通信、交通、電力等の分野における外資の出資比率規制の緩和 ・ 二国間FTA政策に対して積極的な姿勢

(出所)各種報道よりみずほ総合研究所作成

【I-10】リスク

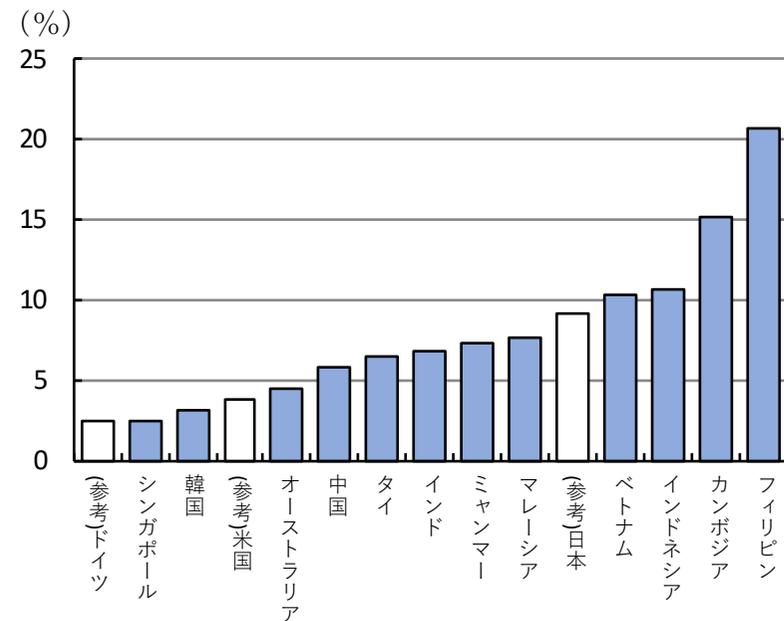
- ◆ 政府・中銀は、やや経済の安定よりも成長を志向する傾向。インフラ投資を積極化することで経常収支は悪化傾向となっており、また2018年にはインフレの高進もみられた
- ◆ 台風、地震、洪水、干ばつなど、あらゆる自然災害が発生。また自然災害への耐性も低い

経常収支(年、内訳)



(出所)フィリピン統計機構よりみずほ総合研究所作成

世界リスク指数(自然災害)



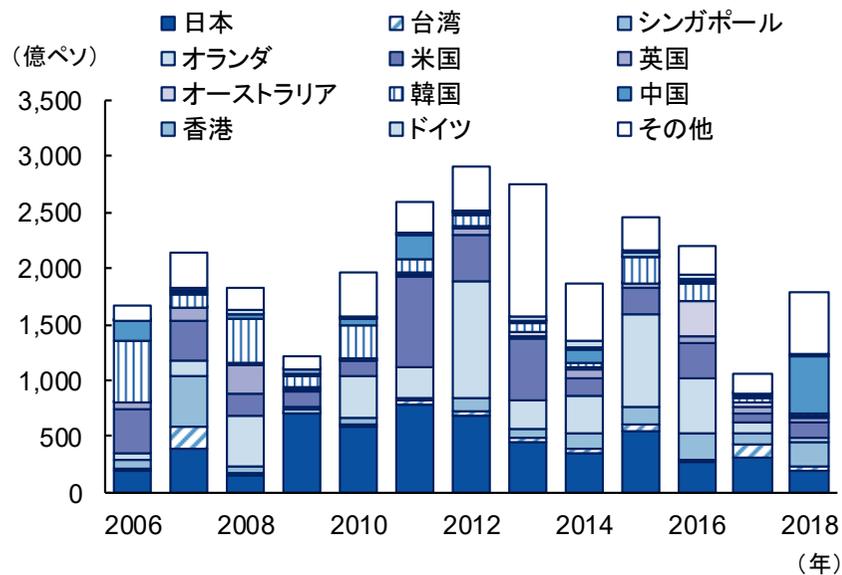
(注)自然災害が多いほど、また災害対策が整備されていないほど、指数は大きくなる。

(出所)Bündnis Entwicklung Hilft and Ruhr University Bochum – Institute for International Law of Peace and Armed Conflict, “World Risk Report 2019”よりみずほ総合研究所作成

【I-11】直接投資動向①～世界からの投資

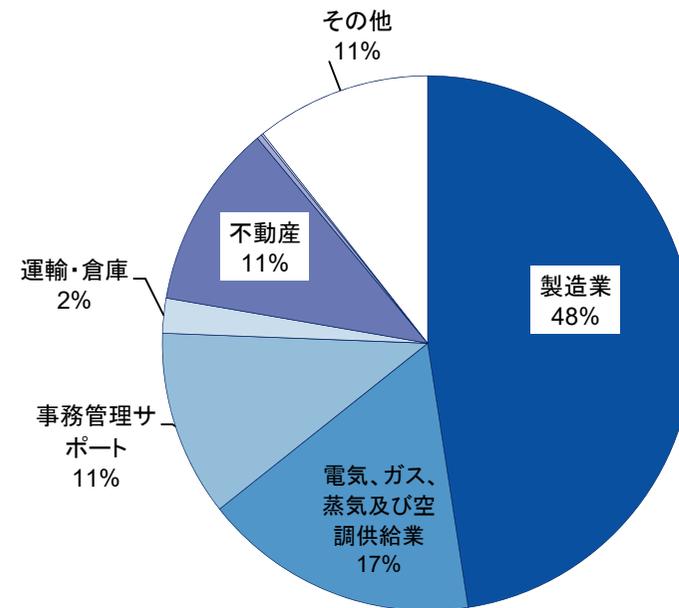
- ◆ 世界からフィリピンへの直接投資の推移をみると、2008年のリーマンショックにより直接投資額は減少したものの、その後徐々に回復し、2012年は過去最高を更新。その後は減少傾向が続き、2017年には、イスラム過激派との武力衝突といった社会不安を背景に半減したものの、2018年に回復
- ◆ 業種別にみると、製造業が最も多く、電気・ガス等がこれに続く

世界からの直接投資フロー(国別推移)



(出所)フィリピン統計機構よりみずほ総合研究所作成

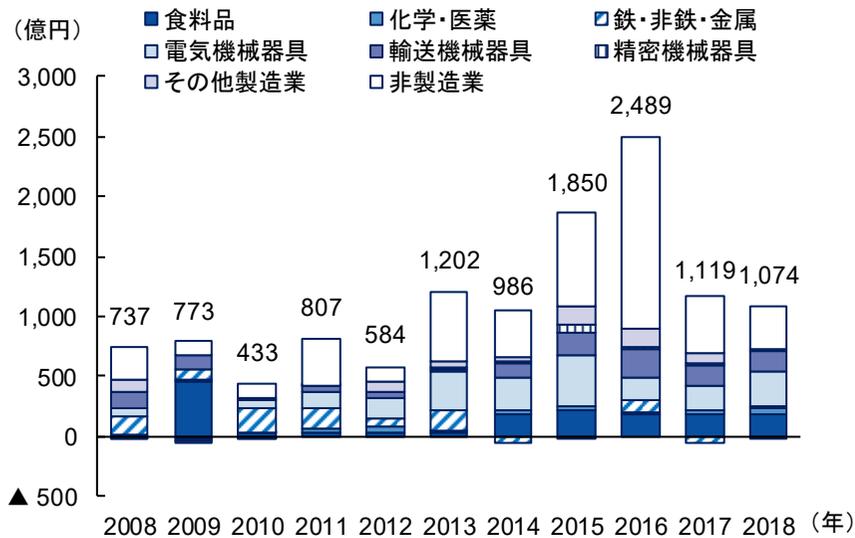
業種別内訳(2018年)



【I-11】直接投資動向②～日本からの投資

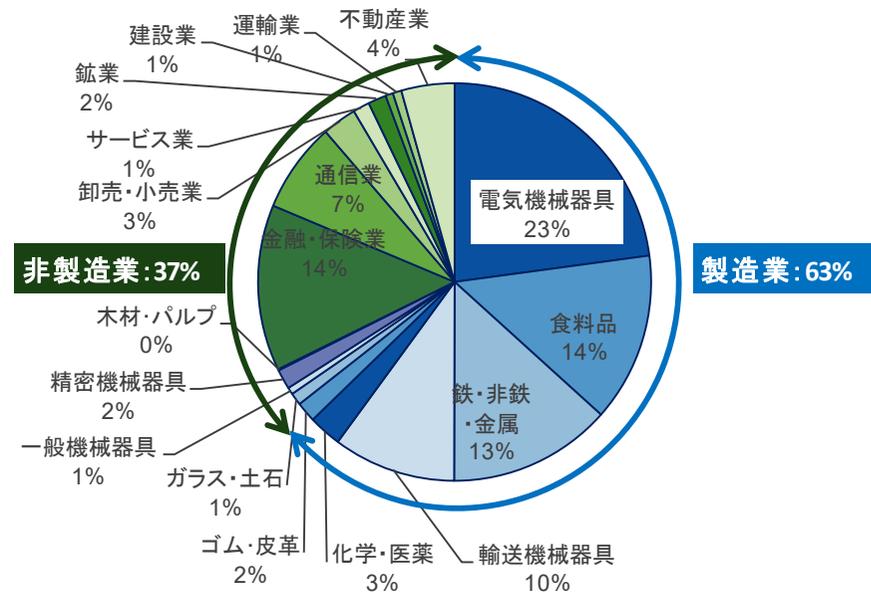
- ◆ 2011年から2013年にかけては、大手日系メーカーによる投資が増加し、村田製作所、セイコーエプソン、キヤノン、プラザー工業等が新規工場を建設
- ◆ 中国等における人件費の高騰や2011年に発生したタイの洪水被害等を受けて、コスト削減、リスク分散の観点から、フィリピンへの新規進出や工場移転を決定しているケースも多数あり
- ◆ 近年は新規進出だけでなく、既存工場の増設や拡張の投資が増加

日本からフィリピンへの直接投資フローの推移



(注) 国際収支関連統計の基準変更により、2013年以前と2014年以降のデータに連続性はない
 (出所) 日本銀行「国際収支統計」よりみずほ総合研究所作成

日本からフィリピンへの対外投資残高(業種別内訳)

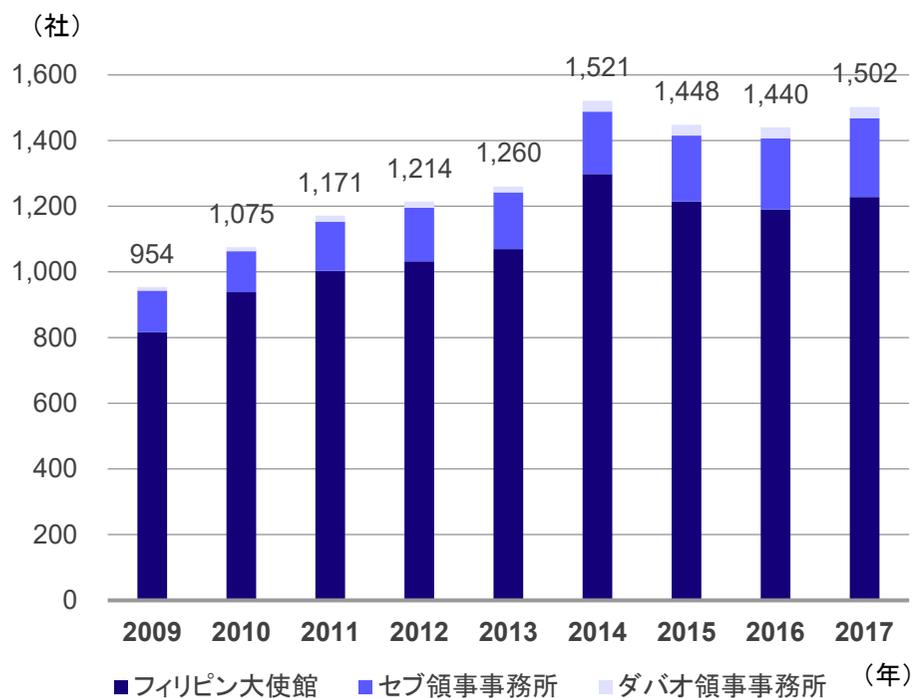


(出所) 日本銀行「国際収支統計」よりみずほ総合研究所作成

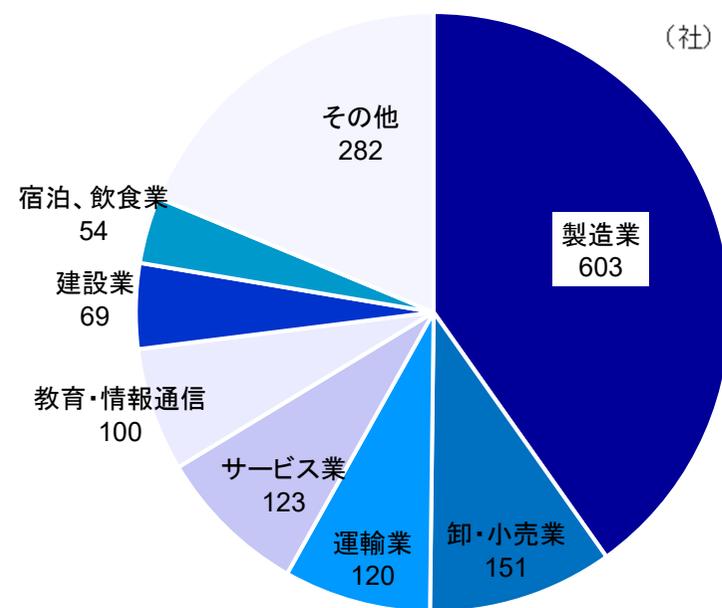
【 I - 11】直接投資動向③～日系企業進出動向

- ◆ 日系企業のフィリピンへの進出は2017年時点で1,502社。近年は内需狙いの企業の進出が顕著
- ◆ 業績については、JETROアンケート調査(2017年:対象73社)にて約8割が黒字と回答

日系進出企業数の推移



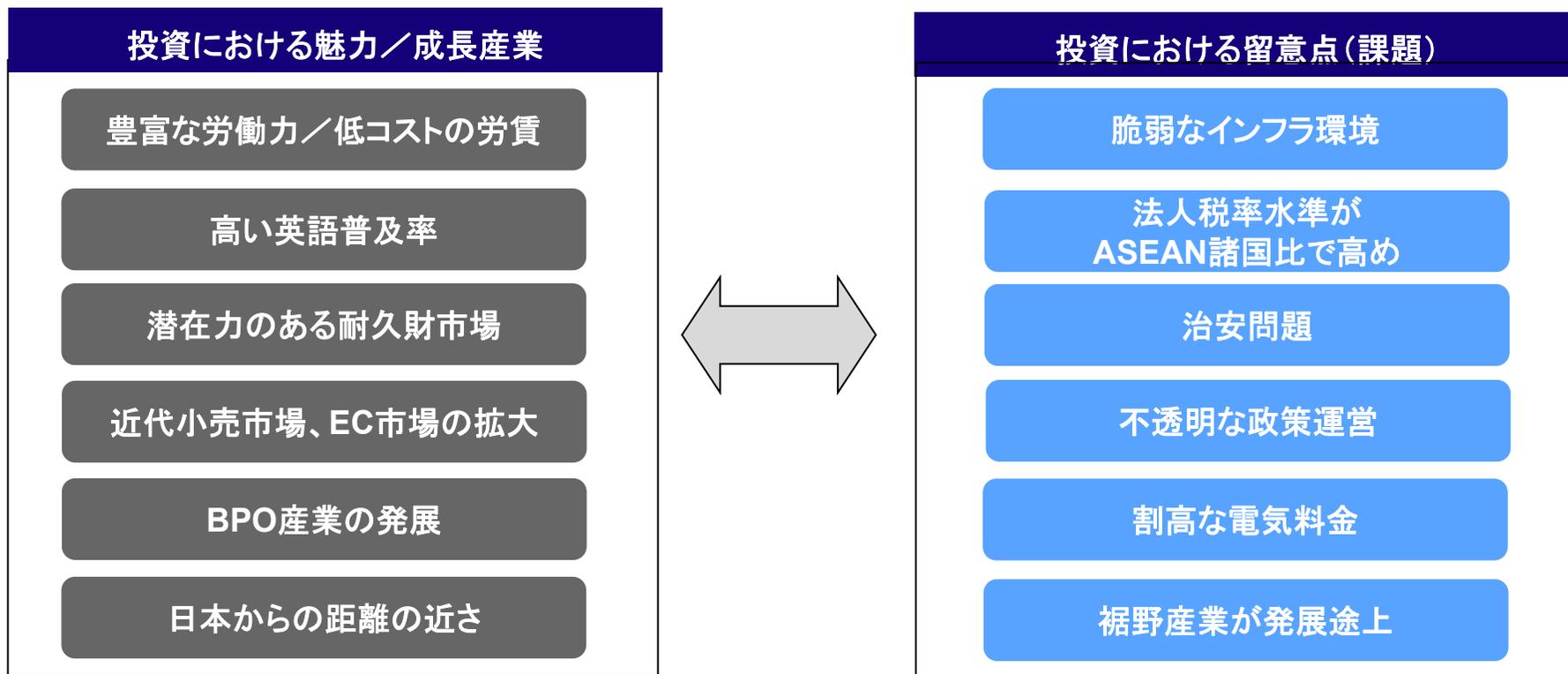
業種別日系企業数(2017年時点)



(出所)外務省「海外在留邦人数調査統計」、JETRO資料よりみずほ銀行国際戦略情報部作成

【I-12】投資先としてのポテンシャル総括

- ◆ 英語能力が高く安価な人材を豊富に抱え、また、消費市場としても潜在的な魅力あり
- ◆ 一方、フィリピンは発展途上段階であり、インフラの未整備、不透明な政策運営等に留意する必要あり
- ◆ 大統領の肝いりで、治安対策、貧困対策を実施中であり、治安は改善傾向。ただし、一部地域において、イスラム過激派との武力衝突が発生するなど、さらなる改善が求められる



(出所)各種資料よりみずほ銀行国際戦略情報部、みずほ総合研究所作成

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【Ⅱ - 1】労働関連情報①～ビザ、雇用関連規制

- ◆ 日本から現地に社員を派遣する場合、出入国管理法(The Philippine Immigration Act of 1940, Commonwealth Act No. 613)第9条(g)に基づいて発給される、雇用ビザ(Prearranged Employee Visa)の取得が一般的

雇用/就労許可証について	
概要	6か月未満での就労を希望する外国人は入国管理局発行の特別就労許可(Special Work Permit : SWP)を、6か月以上の就労を希望する外国人は、労働雇用省発行の外国人雇用許可(Alien Employment Permit : AEP)を取得する必要がある
SWP	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 3か月有効で1回限り延長可能 ✓ 就労延長を希望する場合は、SWPの期限が切れる21営業日前までに、労働雇用省にAEP取得を申請する必要がある
AEP	<ul style="list-style-type: none"> ✓ AEP申請時に、国税局から取得する納税者識別番号(Tax Identification Number)を添付する必要あり ✓ AEP更新申請は有効期限が切れる60日前より可能 ✓ 有効期限は通常1年間ながら、雇用契約と同じ期間にすることも可(最長5年)
AEP免除者	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 業務に関与しない議決権のみを有する取締役 ✓ 政府が認める外交官および外国政府の職員等
出国許可証	ビザを保有する者および6か月以上滞在する外国人は、入国管理局が発行する出国許可証(Emigration Clearance Certificate)を取得する義務あり

ビザ(査証)について	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 日本を含めた151か国からの外国人はビザ無しで入国が出来、30日間滞在する事ができる ✓ 就労目的で入国をする外国人はビザの取得が必要
一時入国ビザ(9(a)ビザ)	ビジネス、会議、研修、観光、スポーツ、映画の撮影、取材などを行う者に対し発給され、59日間の滞在が許可される(一定の手続で延長可能)
雇用ビザ(9(g)ビザ)	事前にフィリピンでの雇用契約が結ばれている外国人に対して発給され、通常2年間の滞在が認められる(延長可能)。当該ビザにより就労しようとする者は、従事しようとする職種が経営者や高度な技術を要する技術者などフィリピン人では代替できない職種でなければならない。また、その者に同伴またはフィリピン入国日から6か月以内に合流する配偶者、未婚の子女(21歳未満)についても、9(g)ビザの発給を受けることができる
一般的な雇用ビザ取得方法	駐日フィリピン大使館では雇用ビザの申請受付を行っていないため、まず9(a)ビザをフィリピン大使館に申請し取得。次にフィリピンに入国後、雇用主と一緒に、移民局に9(g)ビザの申請を行い、9(a)ビザを9(g)ビザに切り替える。9(g)ビザへの切り替えは、移民局の聴聞を受け、同局の承認を得た場合にのみ許可され、通常、取得までには2～3か月を要する

【Ⅱ - 1】労働関連情報②～現地人の雇用

- ◆ 労働力が豊富なフィリピンでは、一般ワーカーやスタッフの確保は比較的容易
- ◆ 採用後、6ヵ月間は試用期間とすることができ、この間に正規雇用するかを決定する必要あり
- ◆ 中間管理職クラスの人材は不足しており採用が難しく、自社で育成する企業が多い

主な雇用条件	
労働時間	1日8時間、1週間48時間を超えない
休暇	連続6日間の勤務毎に1日(連続24時間)以上の休息を与える
時間外労働	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 1日8時間を越える労働時間に対しては、25%割増の手当を支払う ✓ 午後10時～午前6時までの深夜勤務の場合、10%の割増の手当を支払う ✓ 休日労働に対しては、30%割増の手当を支払う ✓ 法定祝日の労働に対しては、100%割増の手当を支払う ✓ 11月1日、12月31日の労働に対しては、30%割増の手当を支払う(祝日に指定された場合は50%)
給与の支払	最低2週間に1回、または1ヵ月に2回、16日を超えない間隔で支払う
賞与	13ヵ月給与(13th Month Pay)として、1ヵ月分の給与を法定賞与として支払う
有給休暇	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 1年以上勤務した従業員に年間5日間の有給休暇を付与する ✓ 出産予定日前に最低2週間、分娩後に4週間の出産休暇(有給)を付与する ✓ 既婚男性は妻が出産の際には7日間の有給休暇が付与される
解雇	契約違反、事業の縮小などの理由を除き、一方的な解雇は困難 雇用者都合の場合、解雇手当を支払う
定年退職	60歳に達し、5年以上勤務した従業員には、就労年数1年あたり最低1/2ヵ月分の給与に相当する退職金を支払う
試用期間	試用期間は6ヵ月を超えてはならない

【Ⅱ - 1】労働関連情報③～労働コスト

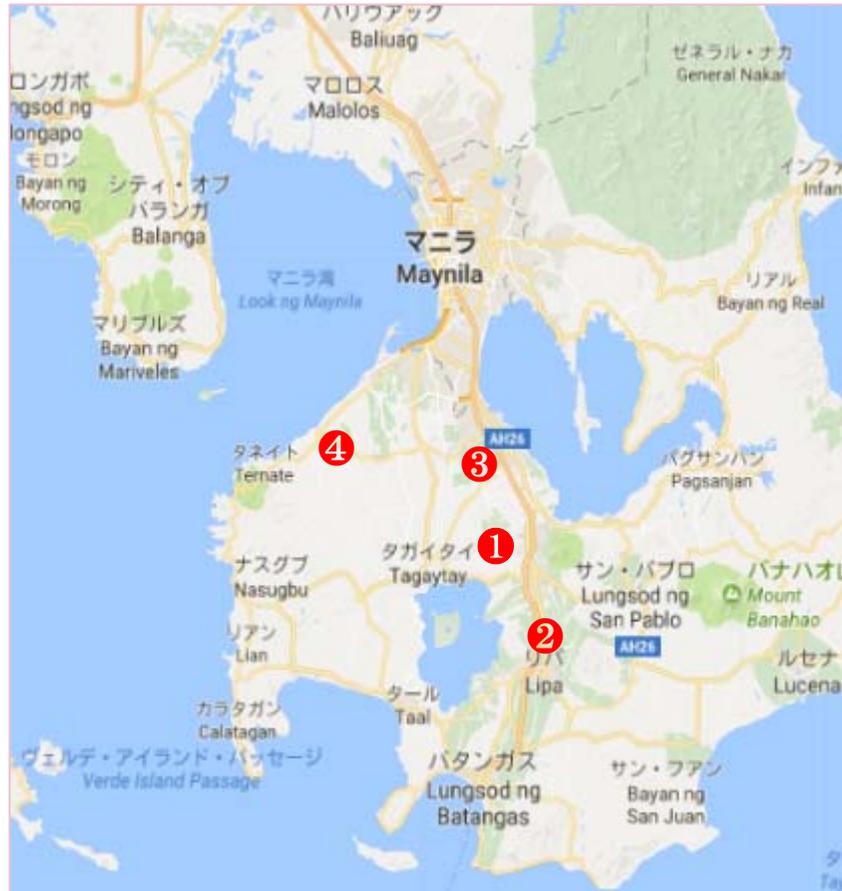
◆ 労働力が豊富なフィリピンでは、一般ワーカーやスタッフの確保は比較的容易であり、賃金上昇率も4%台と他のASEAN諸国と比較しても低位で推移

(単位:米ドル)

国名	日本	中国	香港	韓国	台湾	タイ	シンガポール	インドネシア	マレーシア	オーストラリア
都市名	横浜	上海	深セン	ソウル	台北	バンコク	シンガポール	ジャカルタ	クアラルンプール	シドニー
製造業										
作業員賃金(一般工職)	2,834	662	490	2,212	2,208	1,097	413	1,946	308	413
エンジニア賃金	3,595	1,003	831	2,707	2,702	1,428	728	3,064	457	840
マネージャー賃金	4,583	1,742	1,801	4,162	3,562	2,254	1,559	4,490	1,031	1,576
非製造業										
スタッフ賃金(一般職)	2,733	1,129	989	2,389	2,501	1,419	789	2,548	442	890
マネージャー賃金	4,483	2,328	1,814	4,219	3,833	2,377	1,755	4,468	1,130	1,983
店舗スタッフ賃金(アパレル)	1,998	912	826	1,611	2,659	932	368	1,148	232~336	572
店舗スタッフ賃金(飲食)	861	581	523	1,793	1,829	683	368	1,032	213~286	450
法定最低賃金	9.13/時	353/月	321/月(2.96/時)	4.40/時	1,558/月	752/月(5/時)	9.64~10.32/日	—	279/月	268/月 (12.35/日・1.29/時)
賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	4.45ヵ月分	2.00ヵ月分	1.63ヵ月分	1.76ヵ月分	2.93ヵ月分	3.19ヵ月分	2.84ヵ月分	2.19ヵ月分	1.97ヵ月分	2.01ヵ月分
社会保障負担率 (雇用者負担)	15.005%~15.205%	37.7~40.6%	19.74~33.49%	①5% 月収30,000HKD未満 ②1,500香港ドル 月収30,000HKD以上	9.5%~32%	12.39%	5%	17%	10.24~11.74%	13.45~14.95%
名目賃金上昇率	2.1% (2018年)	9.7% (2017年)	11.6% (2017年)	3.5% (2018年)	4.52% (2018年第3四半期、前年同期比)	4.08% (2018年1~10月)	△0.05% (2017年)	3.8% (2017年)	8.0% (2019年)	4.88% (2018年)
国名	フィリピン	インド	スリランカ	ベトナム	カンボジア	ラオス	バングラデシュ	ミャンマー	ニュージーランド	
都市名	マニラ	ニューデリー	ムンバイ	ホーチミン	プノンペン	ビエンチャン	ダッカ	ヤンゴン	オークランド	
製造業										
作業員賃金(一般工職)	234	265	306	139	242	201	109	162	3003	
エンジニア賃金	373	610	704	291	436	464	287	349	4561	
マネージャー賃金	971	1,531	1,355	526	957	943	793	1,016	5,491	
非製造業										
スタッフ賃金(一般職)	497	668	759	343	543	568	377	415	3108	
マネージャー賃金	1,223	1,742	1,862	992	1,281	1,209	990	1,028	5,116	
店舗スタッフ賃金(アパレル)	298~320	401~498	—	119~190	—	225~293	152	98	2,418	
店舗スタッフ賃金(飲食)	298~320	343~449	173~201	108~304	—	167~176	117	65~98	2,103	
法定最低賃金	9.62~10.33/日	201/月(非熟練工) 222/月(準熟練工) 244/月(熟練工)	121/月(非熟練工) 128/月(準熟練工) 135/月(熟練工)	54/月 2.17/日	183/月	183/月	182/月	129/月 *業種および立地(EPZ内外で変化)	3.13/日	11.92/時間
賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	1.64ヵ月分	1.08ヵ月分	1.32ヵ月分	1.77ヵ月分	1.56ヵ月分	1.51ヵ月分	1.04ヵ月分	1.20ヵ月分	1.78ヵ月分	1.16ヵ月分
社会保障負担率 (雇用者負担)	8.745%+100PHP	13%	13%	15% (EPF:12%、ETF:3%)	21.5%(公的保険料) 3.5%(外国人労働者)	21.5%(公的保険料) 3.5%(外国人労働者)	3%	6% (月額報酬450万LAK以下) 27万LAK (月額報酬450万LAK超)	7~8%	7%(60歳以下) 7.5%(60歳超)
名目賃金上昇率	4.88~5.26% (2018年)	9.0% (2017年)	11.5% (2017年)	9.5% (2017年)	—	—	—	6.46% 2017/18年度	—	1.8% (2018年)

【Ⅱ - 2】主要工業団地

- ◆ フィリピン全土で100あまりの工業団地があり、その大半がルソン島のマニラ周辺およびその南側(ラグナ州、カヴィテ州、バタンガス州)に立地している
- ◆ 日系商社が運営をしている工業団地も同地域に位置しており、日系企業の8割以上が集中



① ファーストフィリピン工業団地 (FPIP)

- 設立: 1996年
- 出資者: 住友商事 30%, ロペスグループ 70%
- 立地: ニノイ・アキノ国際空港から49km(約40~45分)

② リマ工業団地

- 設立: 1995年
- 出資者: AboitizLand 100% (丸紅が運営・販売協力)
- 立地: バタンガス国際空港から35km(約35分)

③ ラグナ・テクノパーク ④カヴィテ・テクノパーク

- 販売開始: ③1989年 ④2015年
- 出資者: アヤラ・ランド社 75%, 三菱商事25%
- 立地: マニラ中心部より ③44km ④43km

【Ⅱ - 3】税務関連情報

- ◆ 法人所得税率は原則30%であるが、投資委員会(BOI)や経済特区庁(PEZA)に登録された法人は法人税免除の等のインセンティブの受け取りが可能
- ◆ フィリピンではサービス、ロイヤルティー、利息、配当に対し最終源泉税が課税され、それら税率は日比租税条約のもとで軽減税率が適用可能
- ◆ 現在、税制改正が審議されており、法人税の引下げ等が議論中

法人税の概要

税率	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法人所得税率は30% ✓ 事業開始4年度目以降で、総所得の2%で算出される最低法人所得税が、通常の所得税額よりも大きい場合、最低法人所得税を納付する
課税対象	<ul style="list-style-type: none"> ①国内法人(現地法人等) <ul style="list-style-type: none"> ➢ すべての課税所得(総所得から許容される控除を差し引く)に対して課税される ②居住外国法人(支店等) <ul style="list-style-type: none"> ➢ フィリピン源泉の課税所得に対してのみ、国内法人と同じ税率で課税される ③非居住外国法人 <ul style="list-style-type: none"> ➢ フィリピン源泉の総所得(控除の特典なし)に対して最高30%の最終源泉税が課せられる

日比租税条約

	フィリピン国内法	日比租税条約
サービス	30%	免税
利息	20% or 30%	10%
配当	30%	10% or 15%(※)
ロイヤルティー	30%	10% or 15%

(※)配当の支払日前6カ月の期間を通じ、フィリピン子会社の議決権のある株式または発行済株式の少なくとも10%を直接所有する場合は10%となる

租税条約軽減申請/ Tax Treaty Relief Application: TTRA

- TTRA申請手続きは従来、事前申請から承認まで1年以上かかることもあり、申請企業にとってTTRAは大きな負担となっていた
- しかし、2017年6月より簡素化された新ルールが適用開始となり、申請企業の負担軽減が図られた(書類の大幅な削減、事前承認から事後提出への変更等)

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【Ⅲ－1】進出形態

形態	現地法人 (株式会社)		支店		駐在員事務所
法人格	本国会社から独立した法人格		本国会社と同一		本国会社と同一
権利・義務	原則として現地法人のみに帰属		本国会社と同一		本国会社と同一
機能	フィリピン会社法に従い事業運営を行う		本国会社の一部として、 営業活動を行う事が可能		顧客との連絡、商品の 宣伝やプロモーション、 品質管理 等
最低資本金	外資40%超	外資40%以下	国内市場 向け企業	輸出企業	(最低送金額) 3万米ドル
	20万米ドル(※1)	5千ペソ	20万米ドル(※1)	5千ペソ	
主なメリット/ デメリット	(メリット) ✓ 株主の責任は株式の払込金に限定される ✓ ネガティブリストに該当する規制業種でも フィリピン企業とのJV設立が可能 (デメリット) ✓ 取締役の過半数はフィリピン居住者である必 要あり(※2)		(メリット) ✓ 現地法人同様の活動が可能 ✓ フィリピン居住者1名の設置で良い (デメリット) ✓ フィリピンの上乗せリスクをフィリピン国内に限 定できない ✓ 当局の要求により、本国会社の取締役会の 議事録等を提出する必要があり、英訳・公 証・認証と手続が煩雑 ✓ ネガティブリストに該当する規制業種は支店 設立を一切認められない		(メリット) ✓ 進出検討段階での現 地調査に有効 ✓ 初期コストが低く、開設 コストの抑制が可能 (デメリット) ✓ 契約の締結主体にな れず、所得獲得は不可

(※1) 先端技術を有するか、少なくとも50人以上を直接雇用する場合は、10万米ドル

輸出売上が全体の60%以上の企業は輸出型企業とみなされ、最低資本金の規制は免除。ただし最終的には当局判断になるため事前に要確認

(※2) 株式会社における取締役の人数は5名以上15名以下とする必要あり。また各取締役は、会社の株式を最低1株保有する必要あり

外国人取締役は出資比率に応じた数としなければならない。例) 外資比率40%、取締役5名の場合：外国人取締役は最大2名(2/5=40%)

【Ⅲ - 2】現地法人設立フロー①～法人設立まで



【Ⅲ - 2】現地法人設立フロー②～現地法人設立後

<p>SECへの手続</p>	<p>✓ 株主名簿の購入および登録(SEC発行設立証明書発行後30日以内に行わなければならない)</p>
<p>内国歳入局(BIR)への手続</p>	<p>✓ 株式発行の印紙税の支払 ✓ 納税者識別番号登録 ✓ 領収証および請求書印刷許可申請 ✓ 会計帳簿登録 等</p> <p style="text-align: right;">手続期間：約2週間</p>
<p>地方自治体への手続</p>	<p>✓ 住民税の支払 ✓ バランガイ*・クリアランス取得 ✓ 立地証明書取得 ✓ 営業許可書取得</p> <p style="text-align: right;">手続期間：約4週間</p> <p style="border: 1px dashed gray; padding: 2px; display: inline-block;">※バランガイとは、地方自治体における最小の行政区画のこと</p>
<p>社会保険関連手続</p>	<p>✓ 社会保障制度(SSS)登録 ✓ 持家促進相互基金(Pag-IBIG Fund)登録 ✓ 健康保険制度(PhiHealth)登録</p>
<p>中央銀行(BSP)への手続</p>	<p>✓ 外国投資のBSP登録義務はないが、本国引揚げ、配当等の送金に、認定代理銀行を通じて外貨を調達する場合、BSPへの登録が必要。フィリピンへの送金日から1年以内に登録する必要あり</p>

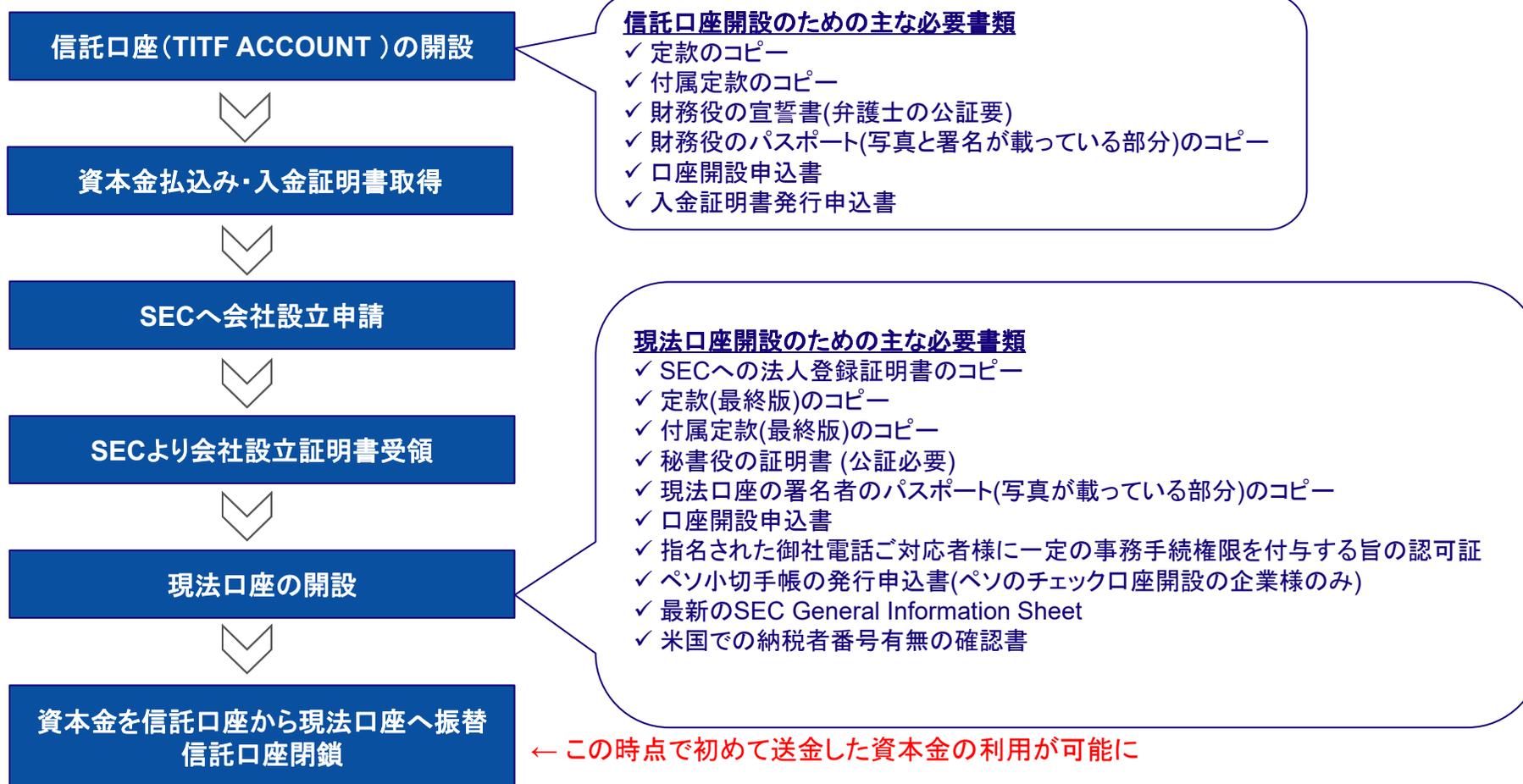
【Ⅲ－3】現地費用

◆ フィリピン(マニラ)における一般的な現地費用は以下の通り

現地費用			
項目	詳細	金額(単位:米ドル)	備考
地価・事務所賃料等	工業団地(土地)購入価格 (1㎡あたり)	109.21~139.00	カラバルゾン地域、税・諸経費別 外国人、外国法人による土地所有は不可
	工業団地借料 (1㎡あたり、月額)	3.97~4.17	カラバルゾン地域 税・諸経費別
	事務所賃料 (1㎡あたり、月額)	20.73	マカティ市 税・諸経費別
	市内中心部店舗スペース /ショールーム賃料 (1㎡あたり、月額)	27.8~31.4	マカティ市 税・諸経費別
	駐在員用住宅借上料 (月額)	2,014	One Legaspi Park(マカティ・セントラル・ビジネス地区) コンドミニアム、97.3㎡、2寝室、VAT・共益費。駐車場1台分込み
公共料金	業務用電気料金	1kWhあたり料金:0.21	使用量500kWhの場合、VAT・諸経費込み
	一般用電気料金	1kWhあたり料金:0.09	使用量50kWhの場合、VAT・諸経費込み
	業務用水道料金	月額基本料:16.34 1㎡あたり料金:1.60	10㎡までは月額基本料に含まれる 1㎡あたり料金は使用量により異なる、VAT・諸経費込み
	一般用水道料金	月額基本料:2.62 1㎡あたり料金:1.09	同上
	業務用・一般用ガス料金 (単位あたり)	1.18~1.23/kg	液化石油ガス(LPG) LPGガス容器11kgあたりの料金を1kgあたりに換算

【Ⅲ - 4】口座開設

- ◆ フィリピンでは会社設立申請(SECへの申請)前に、信託口座を開設し、資本金を払込む必要あり
- ◆ 現地法人設立後は現地拠点口座を開設し、信託口座から資本金振替え後、初めて資本金の利用が可能に



I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【IV - 1】外資規制①

- ◆ 外資の参入や外国人の就業を禁止・制限する分野を定めたネガティブリストは通常2年ごとに改訂
- ◆ 2015年5月29日に第10次ネガティブリストが発行され、同年6月13日より施行開始
- ◆ 2018年10月29日に第11次ネガティブリストが発行され、同年11月15日より施行開始

◆ リストA: 憲法または特別法により、外資が規制されている分野

外資が認められない分野			
1.	記録を除くマスメディアおよびインターネット事業(メッセージ/情報の創造ではなく、単にメッセージを伝送するインターネットアクセス提供者)	7.	群島、領海、排他的経済海域内の海洋資源の利用、および河川、湖沼内の小規模資源の利用
2.	以下の専門職 ※フィリピン人のみ就業可能 放射線・レントゲン技師、犯罪学者、法律家 ただし、別紙(専門職A、B)により認められる職種あり。	8.	闘鶏場の所有、運営、管理
3.	払込資本金額250万米ドル未満の小売業	9.	核兵器の製造、修理、貯蔵、流通
4.	協同組合	10.	生物、化学、電磁兵器、対人地雷の製造、修理、貯蔵、流通
5.	民間警備会社	11.	爆竹やその他花火製品の製造
6.	小規模採掘		
外資25%以下の分野			
12.	民間人材紹介業(国内・海外共に対象)	13.	防衛関連施設の建設契約

【IV – 1】外資規制②

◆ リストAつづき

外資30%以下の分野	
14.	広告代理業
外資40%以下の分野	
15.	適用される枠組みに従った、国内で資金供与される公共事業の建設・修理契約 ※例外規定あり
16.	天然資源の発掘、開発、利用
17.	私有地の所有
18.	公益事業の管理、運営 ※例外規定あり
19.	宗教団体やミッションボード(伝道局)以外によって設立された教育機関※例外規定あり
20.	米、トウモロコシ産業
21.	国有企業、国営企業への原材料、商品の供給契約
22.	深海漁船の運営
23.	コンドミニアムユニットの所有
24.	ラジオ通信網

【IV – 1】外資規制③

◆ リストB: 安全保障、防衛、保険、公序良俗、中小企業保護の観点から外資が規制されている分野

外資40%以下の分野			
1.	<p>フィリピン国家警察(PNP)の許可が必要な製品および原材料の製造、修理、保管、流通</p> <p>a. 火器(拳銃、散弾銃等)、火器の部品および弾薬、火器の使用もしくは製造に必要な器具若しくは道具</p> <p>b. 火薬、c. ダイナマイト、d. 起爆剤、</p> <p>e. 爆薬製造時に使用する材料</p> <p>f. 望遠鏡、赤外線照準器等</p> <p>(ただし、相当量が輸出向けの場合、またPNPが定める外資参入比率に準じる場合、PNPの承認下、非フィリピン人にこれら品目の製造、修理が認められる)</p>	3.	危険薬物の製造、流通
	4.	サウナ、スチームバス、マッサージクリニック、その他類似の活動で、公序良俗に反する可能性があるため、法により規制されているもの	
2.	<p>国家防衛省(DND)の許可を要する製品の生産、修理、保管、流通</p> <p>a. 戦闘用の銃、弾薬、</p> <p>b. 軍用兵器および部品</p> <p>c. 砲撃・爆撃・射撃統制システムおよび部品</p> <p>d. 誘導ミサイル・ミサイルシステムおよび部品、</p> <p>e. 戦闘機および部品、f. 宇宙ロケットおよび部品、</p> <p>g. 軍艦および補助艦艇、h. 兵器修理・メンテナンス機材、</p> <p>i. 軍用通信機器、j. 暗視装置・機器、</p> <p>k. 放射線装置および部品、l. 軍事訓練装置、</p> <p>m. その他DNDが定める品目</p> <p>(ただし、相当量が輸出向けの場合、またDNDが定める外資参入比率に準じる場合、DNDの承認の下、非フィリピン人にこれら品目の製造、修理が認められる)</p>	5.	カジノ運営会社PAGCORとの投資契約によるものを除く、全ての賭博行為
		6.	払込資本金額20万米ドル未満の国内市場向け企業
		7.	先端技術を有するか、少なくとも50人以上を直接雇用し、払込資本金額が10万米ドル未満の国内市場向け企業

【IV - 1】外資規制④

◆ 別紙(専門職A)

その母国においてフィリピン人に対して就業が認められていない場合を除き、外国人に就業が認められる分野

1. 会計士	13. 電気技師	25. 医療技術	37. 不動産業
2. 航空工学	14. 環境計画	26. 医薬	38. 呼吸療法
3. 農業生物工学	15. 漁業	27. 金属工学	39. 衛生工学
4. 農業	16. 林業	28. 助産師	40. 社会事業
5. 建築	17. 測地工学	29. 鉱山学	41. 小中高校における教職
6. 化学工業	18. 地質学	30. 造船工学	42. 獣医学
7. 化学	19. 指導およびカウンセリング	31. 看護	43. 他の専門職
8. 土木工学	20. インテリア・デザイン	32. 栄養士	
9. 通関業者	21. 景観設計	33. 検眼	
10. 歯科	22. 図書館司書	34. 薬局	
11. 電気工学	23. 配管熟練工	35. 理学・作業療法士	
12. 電子工学	24. 機械工学	36. 心理学	

◆ 別紙(専門職B)

関連する専門職法規の条件に従うことを条件として、法人形態での参入が認められる分野

1. 航空工学	5. 電子工学	9. インテリア・デザイン	13. 不動産業
2. 農業生物工学	6. 環境計画	10. 景観設計	14. 衛生工学
3. 建築	7. 林業	11. 造船工学	15. 社会事業
4. 化学	8. 指導およびカウンセリング	12. 心理学	

【IV - 2】投資奨励業種

- ◆ 投資優先計画(Investments Priorities Plan/ IPP)に記載された業種・事業は、各種優遇措置の対象となる
- ◆ 業種に関係なく、売上高の70%以上を輸出する企業については、優遇措置の適用が可能

IPP(2017年)における優先投資分野

1. 製造業

(農産物加工を含む。ただし、近代化プロジェクトを除き、メロマニラ外のプロジェクトのみ対象)

- ✓ 工業品の製造または農産物および水産物の加工¹による、半製品／中間品、または完成品もしくは消費財の生産
- ✓ プレハブ住宅用部品、機械および設備(部品を含む)の生産

2. 農業、漁業および林業

(ただし、農業支援サービスやインフラに関する近代化プロジェクトを除き、メロマニラ外のプロジェクトのみ対象)

3. サービス業

- ✓ 集積回路設計
- ✓ クリエイティブ業界/ナレッジベースサービス
- ✓ 航空機の保守、修理および整備
- ✓ 代替エネルギー自動車用チャージ/燃料補給ステーション
- ✓ 産業廃棄物対応
- ✓ 電気通信事業(ただし、新規参入者のみ対象)
- ✓ 工業プラントおよびインフラの最先端工学、調達および建設

4. ヘルスケアサービス (薬物更生施設を含む)

5. 集合住宅 (1戸あたり価格上限200万ペソ。ただし、賃貸用の低コスト都市住宅を除き、メロマニラ外のプロジェクトのみ対象)

6. インフラストラクチャーおよび物流(LGU²-PPPを含む)

7. イノベーション・ドライバー

8. インクルーシブ・ビジネス(IB)モデル

9. 環境または気候変動関連プロジェクト

10. エネルギー

(注釈) ¹ ハラルフードおよびコーシャフードを含む

² LGU: Local Government Unit (地方自治体)

【IV - 3】投資優遇措置①～投資委員会(BOI)登録企業に対する優遇措置

業種を基準として付与される優遇措置	特定地区での事業に対する優遇措置	企業形態を基準として付与される優遇措置
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 投資委員会(BOI)登録企業 ✓ BOT法に基づく優遇 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経済区庁(PEZA)登録企業 ✓ スービック湾自由港登録企業 ✓ クラーク特別経済区登録企業 ✓ オーロラ特別経済区登録企業 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域統括本部(RHQ)に対する優遇 ✓ 地域経営統括本部(ROHQ)に対する優遇 ✓ 地域統括倉庫(RW)に対する優遇

BOI登録企業に対する優遇措置

BOIの登録要件

1.	所有形態	<ul style="list-style-type: none"> 株式の60%以上をフィリピン人が所有すること(生産品の70%以上が輸出向けである場合除く)
2.	事業形態 (いずれか一つを満たさなければならない)	<ul style="list-style-type: none"> 申請プロジェクトが現行IPPリストに記載。記載されていない場合は、生産品の原則50%以上が輸出向けであること 輸出商品を生産者から購入し、輸出業務に従事すること若しくはそれを計画していること 技術サービス、専門サービス、その他サービスの提供に従事しているもしくはそれを計画していること。または国産のテレビ番組、映画、音楽ソフトの直接あるいは登録業者を通じての間接輸出に従事していることもしくはそれを計画していること
3.	資質に関する	<ul style="list-style-type: none"> 申請者が、健全かつ効率的に活動する能力および国の発展に貢献する能力を有すること

BOIの優遇措置

- パイオニア企業は事業開始から6年間、非パイオニア企業は4年間法人所得税が免税
- 資本設備額に対する労働者数比率がBOIの定める水準ならば、雇用者増加に伴う労務費増加額の50%を5年間、課税所得から追加控除
- 委託生産設備の無制限使用
- 5年間(延長可)、監督者、技術者または顧問としての外国人の雇用
- 10年間、繁殖用家畜および遺伝的材料的材料の免税輸入
- 10年間、国産の繁殖用家畜および遺伝的材料的材料の税額控除
- 輸出製品およびその構成部品の製造、加工または生産に使われる原材料、供給品、半製品の国内諸税担当額の免除
- 保税工場・倉庫の利用
- 埠頭税、輸出税、課徴金などの免除 ・通関手続の簡略化

※パイオニア企業の定義

以下の1つの要件を満たしている場合、「パイオニア企業」として資格を与えられる

- ① フィリピンで現在までに商業生産されたことのない財または原材料の生産
- ② 商品の生産にフィリピンでは実績のない新規の設計、製法または工程の利用
- ③ 農業、林業、鉱業および / またはそれらに関連するサービス業
- ④ 非在来燃料の生産または非在来エネルギー源を利用する設備の製造
- ⑤ 生産、製造、加工における石炭などの非在来燃料、もしくはエネルギー源の利用、またはそれらの燃料への転換

【IV - 4】会社法①～主要規定

- ◆ 2019年2月23日、改正会社法の施行された。今後の事業運営の促進に期待
- ◆ フィリピンで設立された現地法人は本国の親会社とは別の法人格を有し、フィリピンの内国法人としてフィリピン会社法に従って事業を行う必要あり
- ◆ 既存の会社については旧法による会社運営も引続き許容されるが、新法施行後から2年以内に新法に則った対応が必要

株式会社における主要規定

株主総会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 普通決議(財務諸表の承認、取締役の報酬決定など) <ul style="list-style-type: none"> ✓ 通常、出席した株主が有する発行済株式総数の過半数の賛成で決議される ■ 重要事項の決議、発行済株式総数の3分の2以上の賛成による決議される <ul style="list-style-type: none"> ✓ 法令で定められる重要事項について <ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役の解任、株式配当の公表 等 ■ 特別決議 <ul style="list-style-type: none"> ✓ さらに、以下の特別な事項については、発行済株式総数の3分の2以上の賛成に加え、取締役の過半数の決議が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定款の変更、会社の存続期間の延長、増資・減資、社債の発行、任意解散 等 ■ 定足数、開催場所 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 会社法または付属定款に別段の定めがない限り、発行済株式総数の過半数にあたる株式を保有する株主をもって定足数となる。開催場所は本店が所在する都市または自治体の域内でなくてはならない
取締役 取締役会	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取締役の人数は15名以内とする。居住要件はなし。 ✓ 取締役は株式の最低保有義務等はなし(※各発起人は最低1株保有しなければならない:現行法同様) ✓ 付属定款に別段の定めがない限り、取締役会の定足数は取締役の過半数で、取締役会は出席した取締役の人数の過半数を持って決議される(ただし、役員を選任は全取締役の過半数の賛成が必要) ✓ 法改正により、社外取締役を取締役会の20%以上で構成する必要あり
役員	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 最低限、社長(President)、財務役(Treasurer)、秘書役(Corporate Secretary)を置く必要あり <ul style="list-style-type: none"> ➢ 社長 : 社長は取締役である必要有り。また、財務役、秘書役との兼任は不可 ➢ 財務役 : フィリピン居住者である必要があるが、フィリピン国民である必要はない ➢ 秘書役 : フィリピン居住者かつフィリピン国民である必要がある

【IV - 4】会社法②～新会社法の主な改正ポイント

- ◆ 主な改正点と留意点は以下の通り
- ◆ 総論としては、法人設立の際の手続きが緩和された一方、フィリピン証券取引委員会 (SEC) への報告義務といった、SECの権限強化などガバナンスが強化
- ◆ 今後、フィリピン証券取引委員会 (SEC) より改正会社法に関する施行規則が公表される予定

旧会社法	主な改正ポイント	留意点
<ul style="list-style-type: none"> ■ 自然人である発起人として最低5名、最大15名とし、各発起人が最低1株を引き受ける必要 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 一人株主会社の設置が可能に (発起人は法人も可) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 改正会社法により法人設立が容易に ◆ 会計報告の責任強化や政府職員への贈収賄防止策の導入など、コーポレートガバナンス対応を強化 ◆ 既存企業は適用準備期間として2年間の猶予があり、その期間内に対応を講じる必要がある
<ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役は最低5名、最大15名かつ取締役の過半数はフィリピン居住者である必要 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 最低取締役人数および居住要件の撤廃 	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 企業存続期間は最大50年(延長可)と定められ、定款に記載必要 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 存続期間の撤廃 	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 最低払込資本金PHP5,000 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 最低資本金規制の撤廃 	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ コーポレートガバナンスに関する規制強化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 取締役選任等に関するSECへの報告義務 ➢ 贈賄防止策の導入義務 等 		

【IV – 5】為替管理制度①

- ◆フィリピンの為替管理制度は、フィリピン中央銀行(以下、BSP: Bangko Sentral ng Pilipinas)が管轄
- ◆ペソから外貨への交換(以下、外貨転)等に制限あり。特に資本取引、親子ローンは、BSPへ事後登録が必要

<通貨規制>

1. ペソは規制通貨であり、国外への持出しは原則不可
2. ペソの外貨転は制限されており、BSPの許可が必要
3. 預金口座開設について原則制限なし

<為替管理制度> ※法人の場合

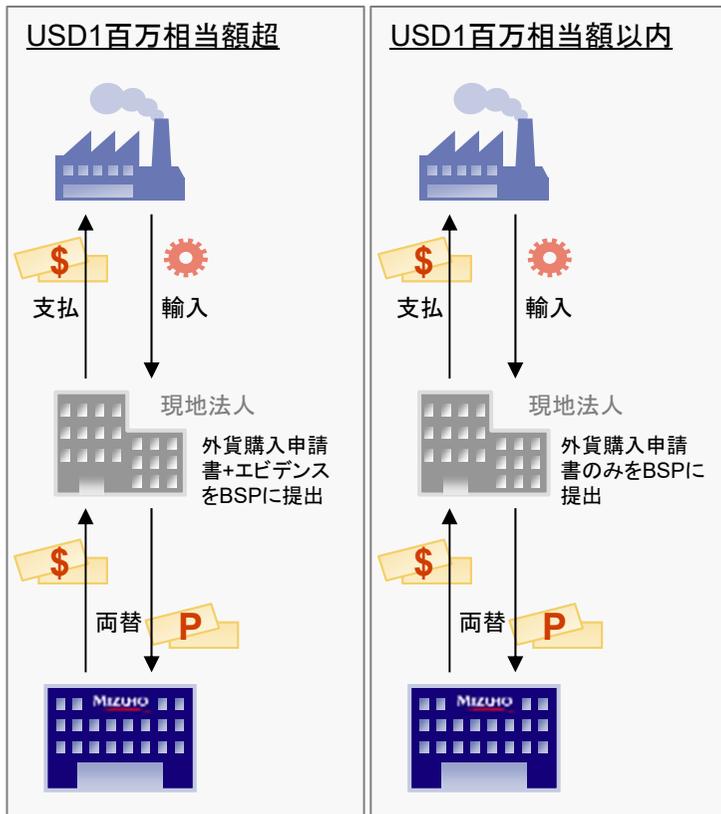
- 貿易取引(1日あたり) – 輸入決済
 - ◆ USD1,000,000相当額超の場合: 外貨購入申請書+エビデンス(インボイス等の証拠書類¹)をBSPに提出することで外貨転が可能
 - ◆ USD1,000,000相当額以内の場合: 外貨購入申請書のみをBSPに提出することで外貨転が可能
- 貿易外取引(1日あたり) – 教育費用、医療費、旅費、国外居住者への供与等
 - ◆ USD1,000,000相当額超の場合: 外貨購入申請書+必要書類²をBSPに提出することで外貨転が可能
 - ◆ USD1,000,000相当額以内の場合: 外貨購入申請書のみをBSPに提出することで外貨転が可能
- 資本取引、親子ローン
 - ◆ 資本金送金、親子ローン送金の実施時に、要件を満たした上でBSPに登録をすることで、配当金送金時に発生する外貨転および親子ローン返済時等の外貨転が可能
 - ◆ **上記登録について、資本取引は資本金送金実施から1年以内、親子ローンは短期ローン:30日以内、長期ローン:6ヵ月以内に登録が必要**

(注釈) 証拠書類¹・・・Appendix4,7 必要書類²・・・Appendix 1 (出所「Manual of Regulations on Foreign Exchange Transactions」)
(出所)BSPサイト、JETRO資料よりみずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV - 5】為替管理制度②

- ◆前頁の通り、大きく分けて3種類の取引に分類されており、それぞれ手順が異なっている
 - ◆資本取引、親子ローンはBSPへ事後登録*が必要。登録後、BSPより中央銀行登録書類(BSRD)が発行され、これにより配当金送金時に発生する外貨転および親子ローン返済時等の外貨転が可能になる
- *登録期限； 資本取引・・・資本送金実施から1年以内、親子ローン・・・短期：30日以内、長期：6ヵ月以内

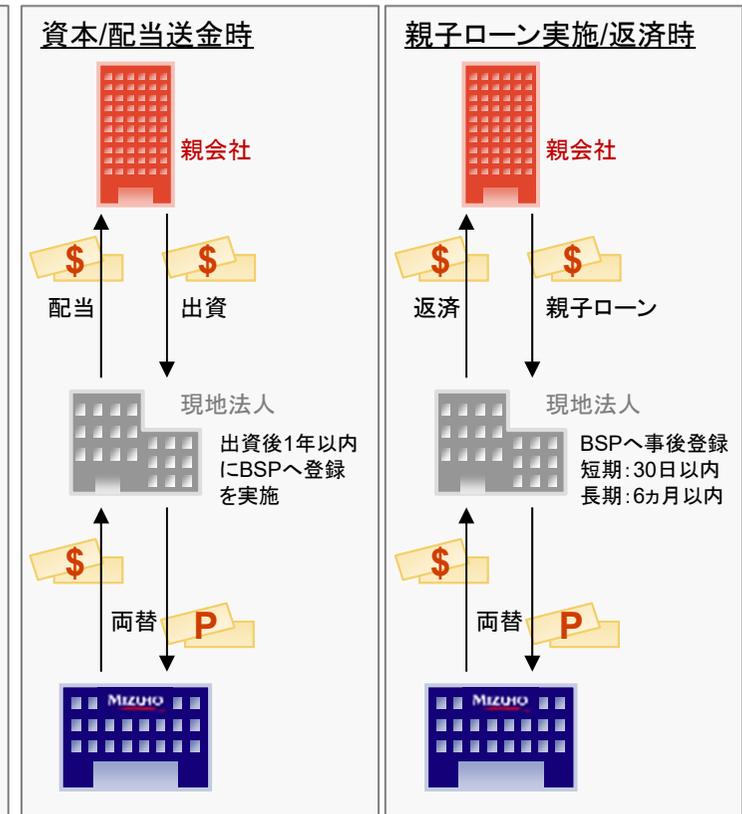
<貿易取引>



<貿易外取引>



<資本取引、親子ローン>



【IV – 6】貿易制度

- ◆ 輸入業者(importer)および通関業者(custom broker)の認定に関するガイドラインが歳入庁(BIR)および関税局(Bureau of Customs)からそれぞれ公布されている(RMO No.10-2014、CMO No.11-2014)
- ◆ 貿易政策の策定などは貿易産業省(DTI)が管轄している

輸入業者および通関業者の認定

- ✓ すべての輸入業者および通関業者は、歳入庁通達に従って、歳入庁による認定を受けねばならない
- ✓ 認定後、歳入庁から輸入業者証明書(BIR-ICC)または通関業者証明書(BIR-BCC)が発行される
- ✓ その上で、輸入業者または通関業者は、関税局通達に従って、これらの許可証をその他申請書類とともに関税局に提出し、認証のための申請を行う(※)

(※) なお、次の場合には関税局の承認は不要

1. 1年に1回のみでの輸入
2. 郵便物による、または公式な通関によらない輸入
3. フィリピン政府または政府機関による輸入
4. 個人使用物品、自動車、二輪自動車、家族・海外労働者その他居住者の帰国のための引越し用の家財道具
5. 大使館、領事館または政府に認められた外交上の地位を有する国際機関等による輸入

輸入品目規制

<輸入禁止品目>

爆発物や禁止薬品、中古車および同部品(例外あり)等

<輸入規制品目>

以下、管轄機関より許可が必要な項目の一例

主な輸入規制項目	管轄機関
コメ	国家食糧庁 他
石炭およびその派生物	エネルギー省 他
精製石油製品	エネルギー省 他
自動車	内国歳入局
自動車部品	貿易産業省 他
リサイクル品、金属の廃品等	環境管理局
塩、牛乳	健康省食品薬品局
肉類	農業省動物産業界

【IV – 8】不動産関連規制

- ◆ 外資企業・外国人100%による土地の所有は不可
- ◆ コンドミニアム法により、コンドミニアムやコンドミニアム扱いになっている物件は、制限付きで外資企業・外国人100%による所有が可能

土地所有要件

1987年フィリピン共和国憲法/ 1987 CONSTITUTION OF THE REPUBLIC OF THE PHILIPPINES

(第12章第2条)

All lands of the public domain, waters, minerals, coal, petroleum, and other mineral oils, all forces of potential energy, fisheries, forests or timber, wildlife, flora and fauna, and other natural resources are owned by the State. With the exception of agricultural lands, all other natural resources shall not be alienated. The exploration, development, and utilization of natural resources shall be under the full control and supervision of the State. The State may directly undertake such activities, or it may enter into co-production, joint venture, or production-sharing agreements with Filipino citizens, or corporations or associations at least 60 per centum of whose capital is owned by such citizens. Such agreements may be for a period not exceeding twenty-five years, renewable for not more than twenty-five years, and under such terms and conditions as may provided by law. (以下省略)

⇒ フィリピン人・法人が60%以上(外資40%以下)の合併会社であれば、土地の所有が可能

※長期リースであれば外資100%でも可能

＜投資目的のみに利用される土地のリース＞ 最長50年、更新期間は1回限りの25年

＜投資のみを利用目的としない土地のリース＞ 最長25年、更新期間は1回限りの25年

コンドミニアム法

1966年制定 コンドミニアム法 / REPUBLIC ACT NO. 4726 June 18, 1966

(第5条)

⇒ 総ユニット数の40%までは区分所有という形で、外資100%での保有が可能

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【V - 3】みずほ銀行 マニラ支店のご案内

所在地	25th Floor, Zuellig Building, Makati Avenue corner Paseo de Roxas, Makati City 1225, Metro Manila, Philippines
代表電話	63-2-860-3500
営業日	月曜日~金曜日



空港からのアクセス

タクシー：約45分

(出所)みずほ銀行国際戦略情報部作成

【V – 4】Bank of the Philippine Islands(BPI)との業務提携



BPI

BPI 概要

- ◆ BPIは1851年設立のフィリピン最古の銀行
- ◆ フィリピンで最も長い歴史を持つスペイン系財閥であるアヤラグループ傘下
- ◆ 支店数 : 国内820店舗、海外5店舗
- ◆ ATM数 : 2,575台
- ◆ 株主構成 : Ayalaおよびその関連企業48.3%、マニラカトリック教会組8.3%
 - ◆ シンガポール投資公社5.6%、その他37.8%
- ◆ 格付 : Moody's Baa2、Fitch BBB-
- ◆ 財務情報 : 総資産 1,450,197百万ペソ
- ◆ : 貸出残高 800,170百万ペソ
- ◆ : 当期純利益 18,039百万ペソ

MOU(覚書)締結の目的

- ◆ 財務内容・国内ネットワークに優位性を持つ大手地場銀行との提携により、地場決済ビジネス、ビジネスマッチング、外為関連保証取引等、様々な分野での協働を推進
- ◆ 従来、地場銀行へ流れていた国内決済取引(給与振込等)についてもサポートできる体制を構築(当行法人口座から提携先従業員口座への効率的な決済スキームの検討等)

MOUの内容

1. 地場通貨サービス
2. 地場パートナー、地場販売先紹介等
3. 現地債務市場育成にかかる相互協力
4. 当地金融市場・規制にかかる情報交換

(出所)当社HP等よりみずほ銀行国際戦略情報部作成

【V - 4】貿易産業省(DTI)との業務提携

DTI (Department of Trade and Industry)

- ◆ フィリピンにおける産業振興や、貿易・直接投資の促進を管轄する政府省庁
- ◆ 傘下にフィリピン経済特区庁(Philippine Economic Zone Authority、「PEZA」)、および投資委員会(Board of Investment、「BOI」)を有し、国外からフィリピンに対する投資を支援

MOU(覚書)締結の目的

- ◆ MOUを通じた同庁からの情報収集、および同庁との個別企業訪問を通じ、日系企業のフィリピン投資が内需型産業にも拡大することを、より円滑にサポート
- (DTIとのMOU締結は、邦銀で当行が第一号)



Republic of the Philippines

Department of Trade and Industry

Enabling Business, Empowering Consumers

MOUの内容

1. 日系企業の進出、誘致に関する相互協力
2. 投資に伴う企業紹介、現地面談アレンジ、投資促進活動に関わる協働

(出所) 当社HP等よりみずほ銀行国際戦略情報部作成

©2019 株式会社みずほフィナンシャルグループ

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、弊社が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、弊社はその正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。

本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他如何なる手段において複製すること、②弊社の書面による許可なくして再配布することを禁じます。